

桓武天皇の遊獵地と禁野・禁苑の形成

山中 章

はじめに～日本列島における鷹狩の歴史～

日本列島における鷹狩は、『日本書紀』仁徳43年9月の記事¹をもって、5世紀中頃とする説があり、鷹狩を表現する埴輪の出現なども踏まえて、おおよそ5世紀中頃には日本列島に伝来したものと推測されている。

鷹狩を表現した埴輪を詳細に分析した賀来孝代によれば、鷹と確認できる埴輪は15個体余あるとする²。6世紀に入り出土例が増え、6世紀末まで出土例が知られることから、引き続き行われていたものと推測できる。

鷹狩の様子を端的に表現する埴輪がオクマンヤマ古墳（群馬県太田市）にある。6世紀末の円墳で、墳丘基壇径36m、封土径22m前後。2段ないしは3段築成とされる。葺石が葺かれ、周囲に幅3.5m前後の周濠を巡らす。主体部は横穴式石室で、石室入口前に陸橋部を有し、内側に石室へとつづく墓道状の掘り込みを備える。埴輪の配列が復元され、円筒埴輪を径約26mの円周上に樹立し、石室の入り口に向かって右側に貴人埴輪2体・鷹匠埴輪1体（写真1³）・農夫2体・馬形埴輪7体を設置し、そのやや後方に家形埴輪、北側には大刀・靱・翳などの器財埴輪が集中するという。貴人・鷹匠という埴輪の配置は、鷹狩が貴人（在地豪族）の主催する重要行為であることを表現している。

奈良時代にも『萬葉集』第17巻4011番歌の中で、天平十九年(747)九月二十六日、越中守として赴任していた大伴家持が越中国射水郡古江村に於いて実施した鷹狩の様子が詳しく歌われており、鷹の「矢形尾」（尾羽）に白塗りの鈴を取り付けたこと⁴が表現されている。鷹狩が広く国司クラスに浸透していたことを知る事ができる歌である。

ところが、奈良時代の歴代天皇が行った遊獵（天皇の行う鷹狩）の記録は限られており、わずか三回しか確認できない。

- ①聖武天皇による天平十二年(740)十一月四日、伊勢国一志郡和遅野での遊獵。
- ②同十三年五月六日の河南（恭仁京南部、甕原離宮周辺か）で獵を見た⁵とする記録。
- ③桓武天皇による延暦二年(783)十月十四日（表1-1）の交野放鷹遊獵⁶。

聖武天皇の遊獵①は、藤原広嗣の乱平定に向かった大野東人が、広嗣を捕縛、処刑したとの報告が届いた翌日であり、天皇権力の誇示を目的に実施したものと推測できる。②は恭仁京遷都後、藤原広嗣の乱関係者の処罰を終え、旧京平城京の留守を大野東人らに託した時期にあたる。河南が泉川（木津川）の南に所在した甕原離宮周辺でよいとすると、直前の（閏三月九日）には平城宮の兵器を甕原離宮へ運び込んでいる。新京の体制が整いつつあることと関係しようか。③は桓武天皇が平城京廢都前年に実施した河内国交野での遊獵である。二日後、百濟王氏への叙位が実施される。その意図については、後述する。

桓武天皇が鷹狩を愛好したことは、『寛平御遺誠』にある「延暦帝王 毎日御・南殿帳



写真1 オクマンヤマ古墳出土
鷹匠埴輪

中-政務之後解-脱衣冠-臥起飲食。又喚 鷹司御鷹 於-庭前-令呼餌。或時御手作-鶻爪等-可好。」との記述から確認できる。桓武は、鷹司の鷹戸が日常的に実施していた鷹の飼育、養生に関する作業を自ら実行するほど精通していたのである。中でも、鷹狩に欠かせない最も重要な鶻爪の手入れをした点は、桓武の鷹狩好きが趣味の領域を超えていたことを示す。

次章以下では、桓武・嵯峨両天皇による長岡京遷都（784 年）以後の遊猟の実態分析を通して、長岡・平安京期の遊猟の意図、目的を明らかにしていくことにする。

1 遊猟の次第 (図1)

個別事例に入る前に、古代天皇の遊猟の次第を、光孝天皇⁷による仁和二年(886)芹

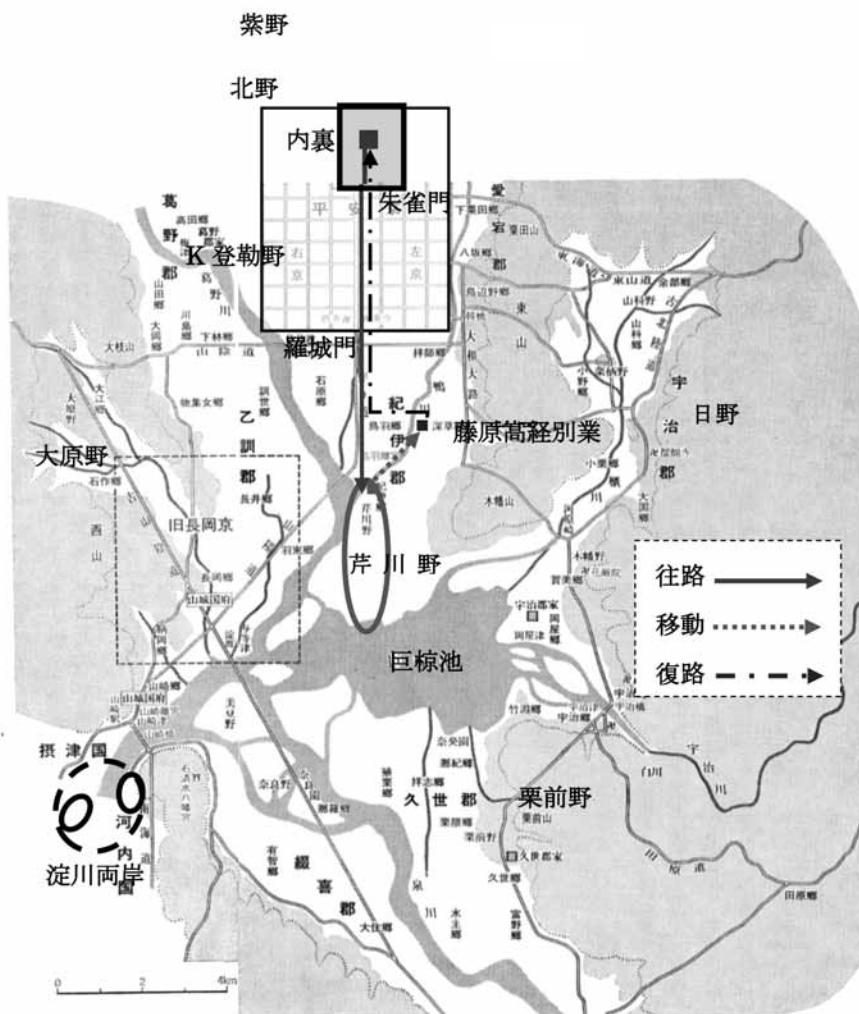


図1 光孝天皇仁和二(886)年芹川野遊猟の行程模式図

川野（山城国紀伊郡）での記事（『日本三代実録』）を基に確認しておく。記事は、天皇の遊獵の次第を時間を追って詳細に示す唯一の記録といえる。

①寅二剋、天皇が内裏外郭南門の建礼門に出御し、遊獵への参加を認められた皇子（源定省、後の宇多天皇）に劍を賜る。

②参議以上と源定省、藤原時平⁹に摺衫と行騰を着けさせる。

③辰一剋、芹川野に到着、遊獵を開始する。（4km余の移動に2時間近くかけており、輿で移動した可能性が高い。）

④昼頃には、酒醴の席が設けられ、鷹狩を参観していた山城国司が奉獻する。（地元官人たちは遠巻きに見学していたのであろう。）また獵徒（勢子）にも酒がふるまわれた。

⑤日が暮れて、藤原高経（非招待者か？）の別業⁹に移動する。夕膳が用意され、高経もまた奉獻する。（芹川野推定地の西には桂川・鴨川の合流部が控えており、高経の別業は北東部の紀伊郡深草郷あたりに所在した可能性が高い。）

⑥その後、遊獵に従った皇子や貴族、国司たちに禄を賜る。

⑦夜になって天皇は還宮する。（別業から西へ進み、再び鳥羽作道 - 羅城門 - 朱雀大路 - 朱雀門のルートで内裏へ戻ったのであろう。）

平安時代天皇の遊獵が天皇及びその寵臣（ここでは台閣の高官と、皇子である源定省、藤原時平）だけの独占的行事であるが、遊獵の合間に催される酒禮や終了後の夕膳には、山城国司の出席が認められ、狩りの獲物などを共に食する場が設けられる。特に夕膳の場は寵臣の別業などが用いられ、臣下との一体感が演出される。

本遊獵が実施された芹川野は、図1に示す通り、内裏から朱雀門→朱雀大路を経て→羅城門で京外へ出→鳥羽作道を真っすぐ南下して→巨椋池の一角に形成されていた野である。天皇はここで水辺の鳥などを狩る遊獵に興じたものであろう（以下、本稿では水辺で小形の隼などを用いて行う遊獵をW型の遊獵とする。）

芹川野の位置は近年まで所在した「芹川」という河川名や現在城南宮境内に祀られている芹川神社、城南宮の東に遺る「芹川町」の地名などによって、後の鳥羽離宮の南あたりをさしたものであると思われる。天長年間には既に「禁野」とされている¹⁰。

2 遊獵に関する主たる研究史

平安時代の遊獵に関する研究は以下のものに限られている。

①弓野正武「平安時代の鷹狩について」（『民衆史研究』第一六号1978年）では、平安時代前半から中頃の遊獵の記録を、遊獵地毎に整理した上で、野行幸への展開について考察し、その後の遊獵研究の地平を拓いた。

②中山修一「第六章第四節 十年で廢都に」（『向日市史上巻』1983年）では、桓武天皇の遊獵地を図示し、『類聚国史』に示された遊獵を年代順に一覧表にして桓武天皇遊獵の基礎的史料を整理した。

③林陸朗「桓武天皇と遊獵」（『栃木史学』創刊号1987年）では、(a)桓武天皇の遊獵地を具体的な国郡で表記し、現在地を図示し、(b)延暦二十三年の和泉・紀伊行幸における遊獵での奉獻者について分析し、(c)遊獵地に所在する別業（栗前野と伊予親王別業等）について論じ、桓武朝における遊獵研究の全体像を示した。

④吉井哲「古代王権と鷹狩」（『千葉史学』第一二号1988年）では、奈良時代の放鷹司の盛衰と仏教との関係を指摘し、桓武朝における鷹狩の盛行の実態を論じた。

⑤松本政春「桓武天皇の鷹狩について」（寝屋川市教育委員会『市史紀要』第五号1993年）では、弓野や林・吉井の研究を基礎に桓武朝における衛府の役割に注目し、鷹狩盛行の要因を探った。

表1 桓武朝の遊獵(平城京・長岡京期 39回)

番号	元号	年/月/日	西暦	地名・回数	地域・備考
1	延暦	021014 *1	783	交野① *2	B 淀川兩岸、平城京期
2	延暦	040908	785	水雄野①	X 山城国、以下長岡京期
3	延暦	060917	787	交野②	B
4	延暦	101010	791	交野③	B
5	延暦	110120	792	登勢野①	K 登勢野
6	延暦	110206		水生野①	B
7	延暦	110218		大原野①	A 大原野
8	延暦	110227		栗前野①	C 巨椋南東岸藤原是公別業
9	延暦	110909		大原野②	A
10	延暦	110921		栗前野②	C
11	延暦	110925		登勢野②	K
12	延暦	110928		交野④	B
13	延暦	111014		大原野③	A
14	延暦	11U1102		水生野②	B (Uは閏月。以下同じ)
15	延暦	11U1109		葛葉野①	B
16	延暦	11U1116		大原野④	A
17	延暦	11U1118		石作丘①	A
18	延暦	11U1124		登勢野③	K
19	延暦	120204	793	栗前野③	C 伊予親王莊
20	延暦	120213		水生野③	B
21	延暦	120719		大原野⑤	A
22	延暦	120821		大原野⑥	A
23	延暦	120828		葛野①	F
24	延暦	120907		大原野⑦	A
25	延暦	120922		栗原野①	C 伊予親王江亭
26	延暦	120924		瑞野①	E 巨椋池南西
27	延暦	121105		葛野②	F
28	延暦	121110		交野⑤	B
29	延暦	121126		栗倉野①	C
30	延暦	121210		瑞野②	F
31	延暦	121219		岡屋野①	D
32	延暦	130125	794	栗原野②	C
33	延暦	130126		瑞野③	E
34	延暦	130213		葛野③	F
35	延暦	130227		水生野④	B
36	延暦	130304		大原野⑧	A
37	延暦	130810		大原野⑨	A
38	延暦	130816		大原野⑩	A
39	延暦	130922		交野⑥	B
40	延暦	131013		交野⑦	B

*1 021014は2年10月14日を示す。以下同じ。

*2 遊獵地の後の○数字は記事の出現回数。以下同じ。

ついで分析してみよう。

(1) 長岡京初期の遊獵と交野郊祀(表1 - No. 2~40)

長岡京遷都後、最初に行った遊獵は延暦四年(785)九月八日、水雄野であった(表1 - 2。以下同じ)。朝原内親王を桓武朝の伊勢斎王として旧平城京から送り出した翌日のことである。水雄野は後に清和天皇の陵墓・水尾山陵を置く「水尾」とする説が一般的だったが、清水みきは、丹波国境に位置する水尾山陵の所在地を平城京から片道でも二日の行程であり、一日で往復することは到底不可能であり、別所に

⑥秋吉正博『日本古代養鷹の研究』(思文閣出版2004年)では、養鷹に関する官制の成立と展開に関して総合的に研究した。

3 桓武天皇の遊獵

桓武天皇による最初の遊獵は既述の通り、遷都直前に行った河内国交野であった。その意義については清水みきが詳細に論じている¹¹⁾。清水によると、延暦二年

(783)十月十四日から十八日と長期に滞在し、滞在中の十六日に交野郡の当年の田租を免じ、関係者に賜物する一方、百濟王氏に位階を与えており¹²⁾、父光仁天皇が即位直後の宝龜二年(773)二月十三日に平城宮一交野一難波宮とあえて遠回りをして百濟王氏の居住地である交野を経て難波宮へ行幸した姿と重なるという。桓武は「遊獵」という形をとるが、鷹狩だけを目的とするわけではない別の意図を背景にした「行幸」を始める。

〔1〕長岡京期の遊獵

桓武天皇の遊獵は、生涯135回(都周辺で129回、和泉・紀伊行幸で6回)、20箇所余で実施している。治世26年であるから、平均すると、5.2回/1年(表1・2参照)となり、ほぼ遊獵可能な時期(農繁期を除く時期)には、毎月のように遊獵していた。桓武天皇の遊獵は、歴代天皇の中では突出している。なぜこれほどまでの遊獵を行ったのか、以下、まず長岡京に都が遷された時期の遊獵に

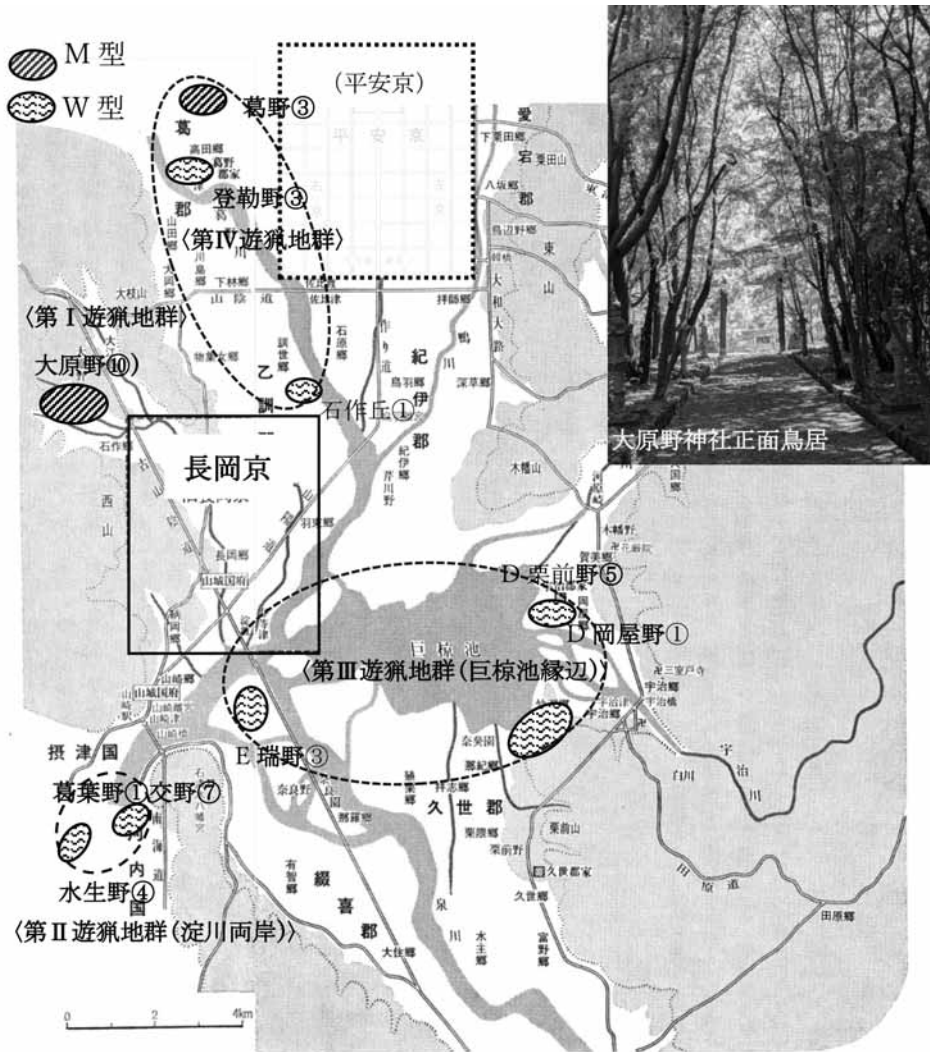


図2 桓武天皇長岡京の遊獵地 (『宇治市史年表』(1983年)44頁図3を合成して加筆。数字は遊獵回数、以下図3・4も同じ。)

推定すべきであると明確に否定する。諸条件から平城山を越えた木津川左岸の地を推測する¹³。

水雄岡へは宝亀三年(772)十二月二十五日に光仁天皇が行幸したことが記録されており¹⁴、光仁天皇と同行を「行幸」することによって皇権の正当性を誇示したものと推定されている。

〈第1回天神郊祀〉二か月後、『続日本紀』は、十一月壬寅《10日》冬至の日に「祀天神於交野柏原。賽宿禰也。」と初の「天神郊祀」を、長岡京の南郊、河内国交野で執り行ったことを伝える。郊祀とは中国で古くからおこなわれていた祭祀行為で、毎

年冬至の日に都の南郊に設けた円丘において 昊天上帝を祀ったものである。

〈第2回天神郊祀〉二回目の郊祀は、延暦六年（787）十一月五日に再び交野で行われた¹⁵。この半月前の十月丙申《17日》条によると、「天皇行幸交野。放鷹遊獵。以大納言從二位藤原朝臣繼繩別業爲行宮矣」（『続日本紀』）と初めて、行幸一遊獵一寵臣別業を行宮としたことが知られる。繼繩はこの後に行われる郊祀を先導しており、藤原種継亡き後の台閣の中心を担っていた。繼繩の夫人は百濟王明信で、延暦16年には尚侍となり桓武朝の後宮を支えた人物である。繼繩が遊獵への参加を認められたか否かは明らかではないが、後述する事例からその可能性は極めて高い。その後、記録に残る昊天上帝祭祀は『日本文徳天皇実録』斉衡三年（856）十一月辛酉《22日》条による、河内国交野原での記録が残るのみである¹⁶。滝川政次郎はこうした一連の行為を桓武天皇による「革命」とし、中国の王朝交代になぞらえて、日本では、天武朝から天智朝へと皇統の交代を天下に示したものという¹⁷。従うべきであろう。こうした二度の郊祀の前に交野周辺で遊獵が行われたのも偶然ではなからう。

（2）長岡京後期設置の遊獵地

〈前期造営の終了と後期造営の開始¹⁸〉

延暦6年9月17日から延暦10年10月10日まで『続日本紀』に遊獵の記録はない。その第一の要因は長岡京後期の造営である。

延暦三年に始まった後期難波宮の移築を基本とした前期造営は、延暦五年（786）七月丙午《19日》条の「太政官院成。百官始就朝座焉。」でもって一段落し、宮城中枢部（太政官院）は、八堂形式の朝堂が難波宮から移建されたことが考古学的諸分析によって明らかにされた。延暦六年には二度目の郊祀を行い、自らが天智一光仁と継承されてきた皇位を受け継ぐ者であることを高らかに宣言しており、政権の安定が確立した時期でもあった。この後『続日本紀』の記事は、内政に関する班田などの政策や任官・叙位の記事で埋められ、重要な課題は東北経営の不安定化であった。

こうした中、延暦八年（789）二月庚子《27日》条は「移自西宮。始御東宮。」と、内裏の西から東への移動（改築）が伝えられ、宮城の改造が進んでいることを伝える。長岡京左京三条二坊八・九町（太政官厨家跡）出土木簡（木簡番号216¹⁹）に「造東大宮所□□□〔解申カ〕・八年正月十七日□□□〔附近衛カ〕」（釈読不可部分略）」と記載した木簡が太政官厨家推定地から出土しており、延暦八年正月十七日の段階で、「造東大宮所」と称する臨時の官司が東宮（後期内裏）の造営を進めていたことなど、内裏の移転を中心とした長岡宮の改造が急激に進んでいた実態が知られる²⁰。

第二の理由が、延暦七年から三年連続で生じた夫人、皇后、太皇太后の逝去という不幸である²¹。いずれも桓武朝の現在一未来を保証した女性たちである。殺生を止め、喪に服することは避けられなかったのであろう。

後期造営の完了は延暦十年（791）九月甲戌《16日》条の伝える「仰越前。丹波。但馬。播磨。美作。備前。阿波。伊豫等國。壞運平城宮諸門。以移作長岡宮矣。」で、宮城諸門が完成し、後期造営が一段落した。これ待つようにして、同年十月十日に遊獵が再開される。再開最初の遊獵は、ふたたび交野で実施された（表1-No.4）。

〈遊獵の再開〉

延暦十年（791）冬十月丁酉《10日》条は「行幸交野。放鷹遊獵。以右大臣別業²²爲行宮」と短く伝える。遊獵を交野で再開し、二日後には行宮とした右大臣藤原繼繩の別業で、三度目となる百濟王氏への叙位を実施する²³。桓武天皇にとって、交野に拠点を置く百濟王氏を最優遇した象徴的行為であった。以後、長岡京期の遊獵が本格化し、交野の他に新たな特定の遊獵地を繰り返し利用するようになる。こうした固定化する遊獵地がいかなる構造を持ち、どのように管理されていたかについては発掘事例がなく、不明である²⁴が、具体的実施事例の分析を通して実態に迫ってみよう。

(桓武朝四遊獵地の設定) (図 2)

延暦十一年一月末から二月にかけて登勒野(Ⅳ)→水生野(Ⅱ)→大原野(Ⅰ)→栗前野(Ⅲ)と、10 日前後の間隔で次々と新たな場所で遊獵が実施される。いずれもこれ以後、複数回訪れる、固定化した遊獵地となる。以下、本稿ではこれらの遊獵地の構造や設置目的などを検討することにする。固定化した遊獵地は、長岡京期に、以下の 4 グループ第Ⅰ～Ⅳ遊獵地²⁵(群)に分類することができる。

【第Ⅰ遊獵地群：大原野】(表 1 - No. 7・9・13・16～遷都決定前 4 回/21・22・24・36・37・38～遷都決定後 6 回 - 以下表 1 の番号)合計 10 回。

【第Ⅱ遊獵地群(淀川兩岸：水生野・交野)】(右岸：6・14～遷都決定前 2 回/20・35～遷都決定後 2 回、左岸 12・15～遷都決定前 2 回/28・39・40 遷都決定後 3 回)(左岸に葛葉野 15 を含む) 合計 9 回。

【第Ⅲ遊獵地群(巨椋池縁辺部：栗前野等)】(栗前野 - 8・10～遷都決定前 2 回/19～遷都決定後 1 回、栗倉野 29、栗隈野 25・32、岡屋野 31、瑞野²⁶26・30・33、芹川野 15 遷都決定前 1 回/76 遷都決定後 1 回～15 以外はいずれも遷都決定後 7 回)と、合計 10 回を数える。

【第Ⅳ遊獵地(葛野川流域：葛野・登勒野)】(5・11・17・18～遷都決定前 4 回/23・27・34～遷都決定後 3 回)〈石作丘(17)を含む〉合計 8 回。

(遷都決定後の第Ⅰ遊獵地群大原野)

大原野は、西山から延びる丘陵の裾に位置し、丘陵から発した柳川が北の境界をなす。南の境界は吉峰川およびこれに沿って東西に延びる〈石作丘〉であろう。この間、西から東へ延びる緩斜面が「野」を形成する。今日でも鹿、猿、雉などが姿を現し、夏には蛍が乱舞する自然豊かな景観を残す地域である。野の西端、西山との境界付近に皇后藤原乙牟漏が勸請したとされる大原野神社が鎮座する。平安時代初期にはその南西部に桓武天皇と皇后藤原乙牟漏との間に生まれた高志内親王の石作陵が営まれ、背後の小塩山山頂には淳和天皇の遺灰を撒いた大原野西峯上陵が治定されている。また、『伊勢物語』は桓武天皇の第八皇女にあたる伊都内親王が居住した土地とする。皇族とのゆかりの多い地域である。

ところが、延暦十一年六月には、長岡京廢都の理由の一部ともされる「早良親王崇」²⁸が史料に現れ、半年後、長岡京の廢都が決定されると状況は一変する。

大原野での遊獵は延暦十一年二月十八日が最初で、以後、同十三年八月十六日までわずか二年半の間に 10 回もの遊獵を実施する。とりわけ、廢都が決定した後に、6 回の遊獵をしており、桓武天皇にとって欠くことのできない特別な遊獵空間であったと言える。

延暦十二年(793)正月甲午《15 日》条によれば「甲午。遣大納言藤原小黒麻呂・左大弁紀古佐美等、相山背国葛野郡宇太村之地。為遷都也。」(『日本紀略』)と新京(平安京)への遷都が決定される。さらに、『日本紀略』延暦十二年(793)正月庚子《21 日》条は「遷御於東院。縁欲壞宮也。」とする。宮城に所在した内裏が解体され、新宮へ移建されると、以後、長岡宮の内裏は東院が機能を果たすことになる。

東院は長岡京の北京極である北一条大路の北、東二坊大路延長線の東に中心を置く長岡京最終盤の政治的中心をなす空間である。東院については「禁苑」との関係で後述するが、大原野はその西延長部に位置する。

(遷都決定後の第Ⅱ遊獵地(淀川兩岸域)での遊獵)

長岡京廢都、新京遷都決定後の遊獵は、22 回に及ぶ。内、大原野で 6 回、巨椋池縁辺部東部の栗前野(栗倉野・栗隈野・岡屋野を含む)で 5 回、南部の瑞野で 3 回、合計 8 回、葛野が 3 回、水生野(交野を含む)が 5 回と大原野を除く水上交通路上で実施された。

水生野は淀川の右岸に位置し、山陽道が通過する。廢都決定後の延暦12年2月13日と延暦13年2月27日の二度遊獵する。交野(葛葉野)は左岸に位置し、南海道が通過する。延暦12年11月10日、遷都直前の延暦13年9月と10月の合計三度遊獵している。

水生野は水無瀬川の中・下流域、淀川への流入付近に広がるW型の遊獵地である。上流域には西山山塊から続く小丘陵の裾に東大寺領水無瀬庄の墾田域が広がり、東端を山陽道(後の西国街道)が通過していた。遊獵は、中・下流域の、開墾には適さない湿潤な地形で行われたと推測している。現在も両河川の合流域には水禽類の群れが確認でき、W型の遊獵には絶好の空間であった。

合流部の対岸が交野である。水生野とは至近距離に位置し、嵯峨天皇の弘仁13年10月8日には右岸の賀陽離宮から左岸の交野へ移動して遊獵した事実が記録されている(表3-No.70)淀川の左右両岸に広がる野は一体のものと認識されていたことを証する事実である。本稿では両岸を一体の遊獵地と理解して分析している。なお、遷都確定後も右岸へ2度、左岸へ3度、変わらず遊獵している。

〈第Ⅲ遊獵地(巨椋池縁辺部)と水陸の便〉

第Ⅲ遊獵地の最大の特徴は、長岡京の東部に広がる巨椋池を介した水上交通によって、巨椋池縁辺部が一体化していた点にある。さらに各縁辺部には、前代以来の官道が通過しており、「水陸之便」もが一体化した良好な地理的環境にあった。東部栗前野には大和から伸びる東山道と北陸道(長岡京期には東海道もこのルートを探ったか)が、南部瑞野には山陰道が接続していた。

遊獵再開後最初の遊獵地は、東南部の栗前野(栗隈、栗倉も同一とした)であった。延暦十一年(792)二月壬子《27日》条は、「壬子。遊獵于栗前野。獵罷御右大臣藤原朝臣是公別業、賜物有差。」(表1-8)とし、巨椋池南東部²⁹の栗前野で遊獵したことを記す。栗前野は、推古朝に「栗隈大溝」を掘削した、現在の古川以北に想定している。栗前野の東を南北に通過する官道は、宇治郡の東辺を真っすぐ北上して北東隅で逢坂関から近江国へと接続する交通の要衝である。そして岡屋野(No.31)は、栗前野の北に続く巨椋池の東辺に位置する野であり、岡屋津は巨椋池渡航の基点となる港であった。現在の宇治市模島に所在する隠元橋の東端がその位置に推定でき、付近には6世紀初頭の築造になる五ヶ庄(宇治)二子塚古墳や式内大社許波多神社が鎮座している。

なお、藤原是公は「牛屋大臣」とも称され、その墓が宇治郡山科郷の布豆田西郷に所在したとされる。この地は、遊獵した栗前野のほぼ真北、10kmに位置している。馬を利用すれば30分ほどの距離である。但し、この時点で是公は死去(延暦八年9月19日³⁰)しており、「是公別業」との表記の理由は不明である。あるいは息子の雄友または真友が管理していたのであろうか。平安京期に新たな遊獵地とされる宇治郡小野郷は、「是公別業」に近接している。

栗前野での遊獵後、伊豫親王の別荘へ二度行幸している。第一回が遷都決定後の延暦十二年(793)二月癸丑《4日》条で、伊豫親王荘へ行幸したとある。二回目が同年九月二十二日で、江亭³¹で賜宴している。有力皇族が別荘をおいていたこともこの地の重要性を表している。

瑞野は巨椋池の南西部、長岡京の中軸線上に位置する木津川左岸の遊獵地である。延暦十二年9月24日初見で、遷都までに合わせて3回遊獵している。その後、桓武朝に遊獵記事はないが、嵯峨天皇が弘仁八年(817)、十三年(822)の二度遊獵している。元慶六年(882)の遊獵地の設定記事には「美豆野」が禁制地として認められている³²。

〈第Ⅳ遊獵地(葛野川流域)への展開〉

葛野川流域での初めての遊獵は、延暦十一年(792)正月乙亥《20日》で、「遊獵于登勒野。獵罷臨葛野川、賜從臣酒。」とある。登勒野の遺称地はないが、「とろくの」

と読む。清水みき氏のご教示によれば、「トロ＝瀨」状態の地形という意味で「登勒」は「トロ」の美称ではないかという。葛野川におけるこのような地形は、渡月橋から松尾大社付近まで西から東へ流れる流域に認めることができる。典型的なW型の遊獵地である。以後7回の遊獵が葛野川流域及び葛野で実施される。遷都決定以前は「登勒野・石作丘」で実施し、以後は「葛野」で実施したとある。「葛野」が葛野郡という意味なら葛野川以北の広範囲が対象地となるM型遊獵地であろうが、詳細は不明である。なお、「石作丘」は、延暦十一年閏十一月十八日『日本後紀』逸文に「幸高橋津。便遊獵于石作丘。」とあり、高橋津へ行幸した後、石作丘で遊獵した行程が確認できる。乙訓郡西端に所在し、高志内親王の石作陵の名称も残る石作郷とは5～6kmの距離がある。一方、室町時代に作成されたと推定されている國學院大學図書館所蔵の「乙訓郡条里図」には、乙訓郡の東北部に「高橋里」、「石作里」との表記を残し、石作里には「ツキ山」との注記がある。当該遊獵記事は、葛野川流域の条里プラン由来の地域名であるとする説³³が有力である。

なお、遊獵とは無関係だが、延暦十二年(793)八月丁卯《21日》の大原野遊獵後の賜宴に於いて、王権に深い影を落とす東宮に関する異様な事件³⁴が発生している。

〔2〕 平安京期の遊獵

平安京期の遊獵は、都城周辺で90回(表2-No.1～89+補遺①)、和泉：紀伊行幸で6回、合計96回に及ぶ。長岡京期に設定された四遊獵地で遊獵を重ねる他、新たに五遊獵地(2地域第Ⅷ・Ⅸ遊獵地の現在地は不明)が設定される。

(1) 遊獵地の継承と新設

【第Ⅰ遊獵地(大原野)】で15回(表2-No.3・8・14・21・24・29・36・41・51・65・67・70・83・86・補遺① 以下表2の番号に同じ)

【第Ⅱ遊獵地(淀川兩岸)】で13回(左岸交野6・59/右岸水生野17・28・43・53・56・61・63・73・74・79・84)

【第Ⅲ遊獵地(巨椋池縁辺部)】で11回(北部芹川野15・76/東部栗前野20・49・54・55・62・64・68・71・87)

【第Ⅳ遊獵地(葛野川流域) 登勒野】で4回(11・16・19・31)

合計43回もの遊獵を行ったうえで、新たに五地域が固定的遊獵地として加えられた。

【第Ⅴ遊獵地(宇治郡)】で16回(山階野4/1回、日野5・10・18・23・26・38・47・50・52・72・89/11回、栗栖野13・27・40/3回、西野60/1回、)

【第Ⅵ遊獵地(柏原野・柏野)】で5回(柏原野7・9・44・46/柏野78)

【第Ⅶ遊獵地(北野・紫野・北岡遊獵地)】で17回(北岡³⁵1/1回、紫野12・22/2回、北野25・30・32・34・35・37・42・45・48・77・80・82・85・88/14回)

これ以外に遊獵地を特定できない二箇所の遊獵地がある。

【第Ⅷ遊獵地(的野)】で6回(33・58・66・69・75・81)

【第Ⅸ遊獵地(陶野)】で2回(39・57) 合計8回である。

この他に、遊獵記事が一度だけあるのが唐楽岡(2)である。ただしこの地での「遊獵」は、後述するように、新京平安京の俯瞰のために岡に登ったものであり、遊獵のための空間とは考えにくいので除外することにした。

以下遊獵地ごとに、政治情勢、社会状況と合わせて分析していく。

(2) 平安京遷都と遊獵

延暦十三年(794)十月辛酉《22日》「車駕遷于新京」と、この日新京平安京へ都が遷されたことを伝える。天皇が新京へ移るこの僅か9日前に桓武天皇になって4度目となる交野での百濟王氏への褒賞が行われる。『日本後紀』の失われた部分であるため褒章の詳細は不明だが、天皇が要所で百濟王氏へ褒賞を繰り返す事実は、母方出自

の改善が、桓武朝にとっていかに重要な課題であったかを裏付けている。

〈国見の岡への特別な「遊獵」〉

遷都直後の11月2日に北岡、9日に唐楽岡と、相次いで岡へ出かける。いずれも一度だけの「遊獵」であった。

北岡が現在のどこなのか、「北岡」が一般名詞であるため特定は難しい。平安京は、北から南へと緩やかに傾斜する地形に設けられている。部分的に小さな谷はあるが、岡と呼べるものは確認できない。ただし北郊外には船岡山が所在する。平安京中軸線の決定に用いられたと推定されており、現在も国土地理院の二等三角点が置かれている。北から平安京を俯瞰するに絶好の場所である。遊獵を兼ねて、造営の進む新京の立地を再確認（国見）したのではなかろうか。この「遊獵」後に新京を「平安京」、山背国を「山城国」、古津を「大津」と呼称する著名な詔³⁶が出されたのも偶然ではない。北岡での遊獵は以後実施されないが、麓の紫野では延暦十四年(795)十月、十五年十月に行われ、禁苑の形成に重要な役目を果たす。

唐楽岡は、鴨川の左岸に位置する吉田山であると推定されている。吉田山周辺には現在「神楽町」との地名が遺り、唐楽岡に通じるとする説である。通説でよいとすると、東から平安京を俯瞰するに相応しい丘である。桓武天皇が鴨川の東へ遊獵するのはこの時だけで、極めて異例な事例である。遊獵を兼ねた視察（国見）だったのではなかろうか。遊獵の政治性を示す事例の一つである。

これ以後、桓武天皇は精力的に遊獵を繰り返す。

延暦13年12月17日大原野→24日山階野→14年3月16日日野（3月4日鷹私養禁止）→27日交野→8月5日柏原野→16日大原野→22日柏原野→28日日野→9月22日登勒野→10月1日紫野→同月28日來栖野→11月25日大原野→延暦15年正月11日芹川野→20日登勒野→28日水生野→3月2日日野の合計16回である（表2-No3～18³⁷※太字は初出遊獵地）。

〈第I遊獵地(大原野)の継続利用〉

その最初の遊獵地が、長岡京期に引き続き大原野であった。北野成立以前に5回の遊獵を実施しており、当該期に最も重複して利用された地域である。延暦十三年(794)十二月丙辰《17日》に始まり、平安京期だけで14回もの遊獵を実施している。長岡京期の10回と合わせて24回と最も多い。長岡京付属の「禁野」としてだけでなく、平安京遷都後も繰り返し利用された遊獵地である。平安京付属の「禁野」とする北野が成立する以前に大原野がその機能を代行していたともいえる。大原野・北野と禁苑については次章で考察する。

〈第VI遊獵地柏原野と柏原(山)陵〉

精力的な遊獵の中で、この時期に限り利用されるのが、柏原野である。その所在地を直接示す資料はないが、平城朝以後は「桓武天皇柏原山陵」が頻出する。深草は、延暦十二年の詔によって桓武天皇の陵墓を設置する空間として確保されていた地域である³⁸。延暦十四年に二度、十七年に二度遊獵し、二十二年八月十八日の柏野（付表2-No.78）は同日に水生野へも遊獵しており、両地がさほど離れていないことがわかる。柏野を柏原野と同一地域と判断して問題なかろう。

桓武天皇の陵墓である柏原山稜・柏原陵は平安時代前半を通じて、ことあるごとに奉幣や鎮祭が繰り返される陵墓である。桓武天皇を柏原天皇と呼称する史料もあり、柏原と桓武天皇は強い結びつきを持っている。柏原野への遊獵は桓武朝に限られており、本遊獵地もまた関連する可能性は強い。自ら選択した埋葬地を確認、点検するための遊獵ではなかったろうか。

〈第VII遊獵地(北野・紫野)の変遷〉

①北野の初期利用；北野は、桓武朝に17回もの遊獵を実施する最重要遊獵地である。

遷都直後の延暦14年8月には遊獵ではなく、行幸が実施されている。遊獵以外の目的で利用されている点は、長岡京における大原野の位置付けと共通する点である。両地域を比較検討しなければならない理由がここにある。ところが、延暦13年10月から延暦15年11月まで、北野での遊獵は史料に全く確認できない³⁹。この間利用が際立つのが大原野である。

その要因として考えられるのが北野に所在した常住寺である。平安京造営当初から右京の北京極以北には常住寺（野寺）⁴⁰が設けられ、後に東・西二寺が完成するまでの間、これに代わる官寺として精神的支柱の役割を担ったとされる。東・西二寺の建立が本格化するのは延暦16年3～4月のことである⁴¹。あるいはこの頃に常住寺の廃寺→近江国梵釈寺への本尊移動などが決まっていた可能性がある。北野での遊獵が遅れた要因の一つと指摘しておきたい。

北野が初めて資料に認められるのは、延暦十四年（795）八月壬午《18日》のことで、『日本後紀』逸文は天皇の行幸のみを短く記録する。遊獵の初見は、延暦十五年（796）十一月己丑《2日》のことで、遷都から二年余が経過していた。以後、延暦16年に6回、延暦17年に2回と、16年に集中して実施される。ところが、再び4年の中断が認められ、晩年の延暦二十一年（802）九月二十三日に再開され、延暦二十三年九月までに5回実施している。北野は、平安京に隣接する遊獵地であるが、その利用は大原野ほど均一なものではない点も注視しなければならない。

史料の残るもので注目されるのは、延暦十七年（798）八月庚寅《13日》の遊獵である。「庚寅。遊獵於北野。便御伊豫親王山莊、飲酒高会。于時日暮。天皇歌曰。氣佐能阿狹氣、奈久知布之賀農、曾乃己惠遠、岐嘉受波伊賀之、与波布奴止毛。登時鹿鳴。上欣然、令群臣和之。冒夜乃歸」と、栗前野同様、伊豫親王の山莊に立ち寄り盛大な宴を実施している。この頃、桓武天皇と伊豫親王の関係は極めて親密であった。

ところが、延暦17年9月から延暦21年9月まで4年間にわたって北野での遊獵が全く行われなくなる。

この間多用されるのが、旧京の遊獵地である第Ⅰ遊獵地（大原野 - 5回）や新たな遊獵地として設定した第Ⅴ遊獵地（宇治郡 - 5回）であった。

〈第Ⅴ遊獵地（宇治郡）設定の目的と特徴〉

新京平安京で真っ先に新設し、訪れたのが山階野（表2-4）であった。山階野は藤原氏の氏寺・山階寺の位置などから、宇治郡山科郷の北部を指したものと推測できる。この地には桓武天皇の曾祖父である天智天皇の陵墓が所在した。自らが天智系の皇統を継承した正当な存在であることを内外に示す絶好の機会であった。百済王氏への度重なる褒賞と同様、桓武の出自への拘りを知ることのできる遊獵ではなかろうか。以後、桓武朝には宇治郡南部の小野郷に所在した日野に11回、栗栖野に3回の遊獵を重ねる。嵯峨天皇が栗栖野で一度だけ遊獵（表3-31）したのと対照的である⁴²。嵯峨朝以後の王権は宇治郡を遊獵対象地としなかった理由については後述する。

遷都から二年後、平安京に隣接する北野での遊獵が開始された。

北野以外で28回の遊獵が行われ、栗前野で7回、日野で6回、水生野で5回、大原野で4回、的野で4回⁴³、芹川野で1回と、長岡京期に多用された平安京北郊以外での遊獵が目立つ。特に、長岡京期には多用されながら、平安京期に激減した巨椋池南東部の栗前野と淀川沿岸部交野、水生野での遊獵が復活する点が注目される。この後、桓武天皇最後の遊獵となる和泉国、紀伊国遊獵を10月5日から10日間実施し、11月8日の日野遊獵で記録は途絶える。

（3）紫野遊獵から紫野院

ここで、遷都当初の延暦十四年（795）十月甲子朔に遊獵する紫野について検討しておきたい。前述の通り、北野での遊獵より早くこの地が選ばれ、淳和天皇の時期に

表2 桓武朝の遊猟(平安京期 89回)

番号	元号	年月日	西暦	遊猟地・回数	地域・備考
1	延暦	131102	794	北岡①	X山城国
2	延暦	131109		唐楽岡①	X山城国
3	延暦	131217		大原野①	A大原野
4	延暦	131224		山階野①	H山階・日野
5	延暦	140316	795	日野①	H
6	延暦	140327		交野①	B淀川兩岸
7	延暦	140805		柏原野①	I柏原野
8	延暦	140816		大原野②	A
9	延暦	140822		柏原野②	I
10	延暦	140828		日野②	H
11	延暦	140922		登勒野①	K登勒野
12	延暦	141001		紫野①	J紫野
13	延暦	141028		栗栖野①	M栗栖野
14	延暦	141125		大原野③	A
15	延暦	150111	796	芹川野①	L巨椋池北
16	延暦	150120		登勒野②	K
17	延暦	150128		水生野①	B
18	延暦	150302		日野③	H
19	延暦	150828		登勒野③	K
20	延暦	150921		栗前野①	C巨椋池東南
21	延暦	151005		大原野④	A
22	延暦	151006		紫野②	J
23	延暦	151009		日野④	H
24	延暦	151016		登勒野④	K
25	延暦	151102		北野①	G
26	延暦	151121		日野⑤	H
27	延暦	151129		栗栖野①	H
28	延暦	160119	797	水生野②	B
29	延暦	160125		大原野⑤	A
30	延暦	160205		北野②	G
31	延暦	160216		登勒野④	K
32	延暦	160320		北野③	G
33	延暦	160827		的野①	X??
34	延暦	160907		北野④	G
35	延暦	160921		北野⑤	G
36	延暦	160926		大原野⑦	A
37	延暦	161012		北野⑥	G
38	延暦	161024		日野⑥	H
39	延暦	161026		陶野①	X??
40	延暦	161104		栗栖野②	M
41	延暦	161128		大原野⑧	A
42	延暦	161205		北野⑦	G
43	延暦	170319	798	水生野③	B
44	延暦	170805		柏原野③	I
45	延暦	170813		北野⑧	G伊予親王山莊
46	延暦	170824		柏原野④	I
47	延暦	170827		日野⑦	H
48	延暦	170909		北野⑨	G
49	延暦	170929		栗前野②	C
50	延暦	170927		日野⑧	H
51	延暦	171105		大原野⑨	A
52	延暦	171113		日野⑨	H
53	延暦	171125		水生野④	B
54	延暦	180227	799	栗前野③	C
55	延暦	180822		栗前野④	C
56	延暦	180826		水生野⑤	B
57	延暦	180922		陶野②	X
58	延暦	180924		的野②	X
59	延暦	181009		交野②	B
60	延暦	181022		西野①	X??
61	延暦	181216		水生野⑥	B
62	延暦	190220	800	栗前野⑤	C
63	延暦	190819		水生野⑦	B
64	延暦	190923		栗前野⑥	C
65	延暦	190928		大原野⑩	A
66	延暦	191006		的野③	X
67	延暦	200817	801	大原野⑪	A
68	延暦	200825		栗前野⑦	C
69	延暦	200906		的野④	X
70	延暦	200926		大原野⑫	A
71	延暦	201003		栗前野⑧	C
72	延暦	201013		日野⑩	H
73	延暦	201019		水生野⑧	B
74	延暦	210313	802	水生野⑨	B
75	延暦	210808		的野⑤	X
76	延暦	210904		芹川野②	L
77	延暦	210923		北野⑩	G
78	延暦	220817	803	柏野①	X??
79	延暦	220817		水生野⑩	B
80	延暦	220827		北野⑪	G伊予親王大井莊
81	延暦	220925		的野⑥	X
82	延暦	220926		北野⑫	G
83	延暦	221003		大原野⑬	A
84	延暦	230120	804	水生野⑪	B
85	延暦	230813		北野⑬	G
86	延暦	230821		大原野⑭	A
87	延暦	230825		栗前野⑨	C
88	延暦	230921		北野⑭	G
89	延暦	231108		日野⑪	H

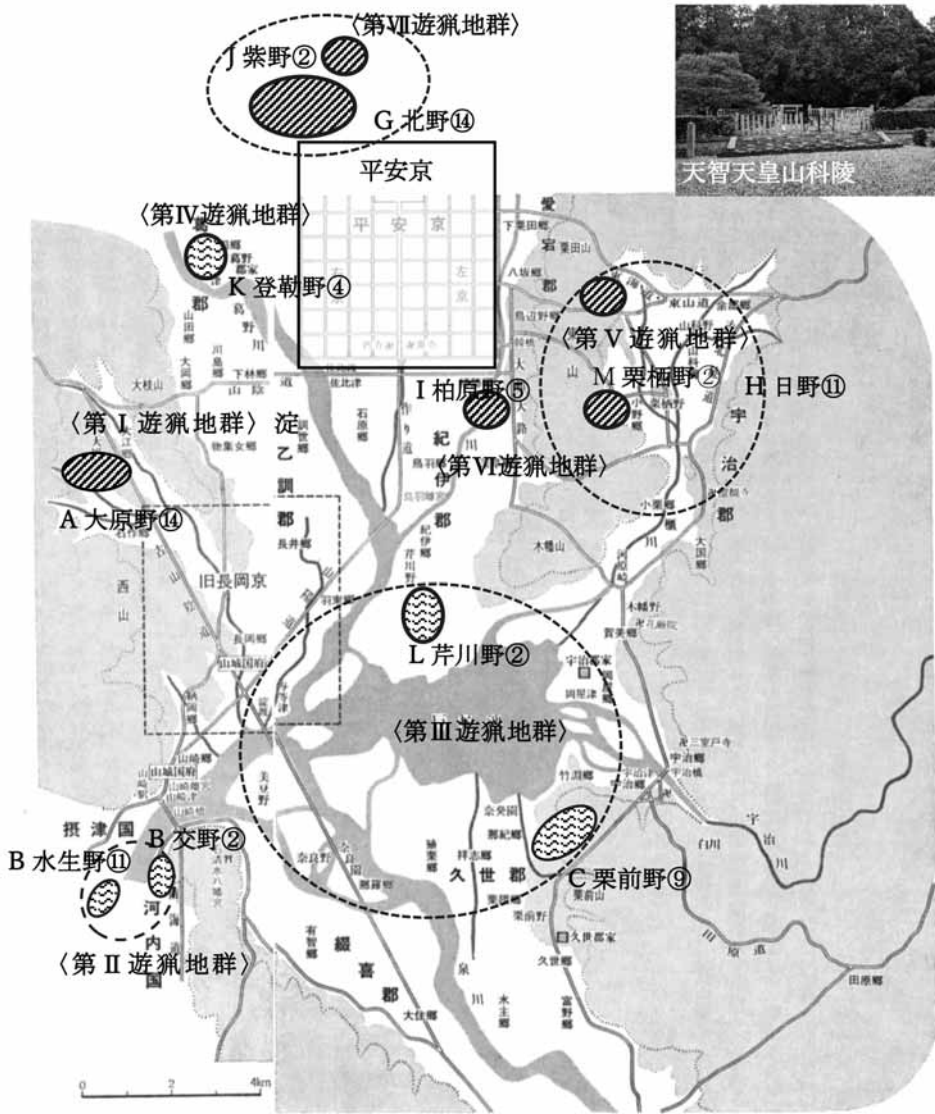


図3 桓武天皇平安京の遊獵地

なると紫野院が形成される。北野の一角である紫野は、より特別な空間と認識されていた。北野の性格を考える重要なヒントがここにある。

紫野院⁴⁴は、『日本紀略』や『東大寺要録』天長六年(829)八月丁卯《20日》条の酒人内親王薨伝によって、淳和天皇の離宮として成立したことがわかる。山城国愛宕郡の公田四段一百歩が紫野院に充てられたとあるのが初見である。また紫野院が深泥池に近かったことも淳和天皇の同池での「遊獵」で知ることができる(天長六年(829)十月丙辰《10日》条、表3-No.79)。紫野院はその後、雲林亭⁴⁵、雲林院と名

称を変え維持される。また、同空間に9世紀中頃、紫野斎院が設けられ王権の新たな祭祀空間として不可欠の存在となる⁴⁶。

(4) 和泉・紀伊国行幸・遊獵

桓武天皇は晩年、延暦二十三年(804)十月、にわかには和泉国、紀伊国へ行幸し、移動の各所で遊獵に臨んだ(『日本後紀』卷十二他)。その詳細は以下の通りである。十月丙午《5日》至和泉国。遊獵于大鳥郡惠美原。散位從五位下坂本朝臣佐太氣麻呂獻物。賜綿一百斤。十月丁未《6日》獵于城野。日暮御日根行宮。眞道獻物。賜綿二百斤。

十月己酉《8日》獵藺生野。近衛中將從三位坂上大宿禰田村麻呂獻物。賜綿二百斤。

十月庚戌《9日》獵于日根野。河内国獻物。

十月辛亥《10日》詔曰。(以下詔略)

十月壬子《11日》幸紀伊国玉出嶋。

十月癸丑《12日》上御船遊覽。賀樂内親王及參議從三位紀朝臣勝長。国造紀直豊成等奉獻。詔曰。(以下詔略⁴⁷)

十月甲寅《13日》自雄山道還日根行宮

十月乙卯《14日》遊獵熊取野

十月丙辰《15日》御難破行宮

十月丁巳《16日》国司奉獻。遣使於西成東生二郡諸寺。捨綿

十月戊午《17日》車駕至自難破

〔三位以上の王臣に養鷹を許可〕

なお、延暦廿三年(804)十月甲子《23日》条は、王臣の養鷹に一定の制限を付けた⁴⁸。また、次の平城天皇は、大同三年(808)十月乙卯《7日》に唯一の遊獵を「遊獵北野。布勢内親王奉獻。飲宴極日。有司奏樂。賜五位以上衣被」(『日本後紀』)と伝えるが、大同四年(809)七月丁未《3日》には、「勅。自今以後、不得遊獵於大原・栗前野・水生・日根等野」と、山陵の崇りを恐れて禁止し、山陵の清掃や読經に努めている。

4 嵯峨天皇以後の歴代天皇の遊獵 (表3・図4)

嵯峨天皇の遊獵は、生涯73回(1回は太上天皇時代)、治世15年であるから、4.8回/1年(表3参照)。桓武に次ぐ多くの遊獵を行った天皇である。

平城天皇以後、光孝天皇までの、『類聚国史』に記された歴代天皇の遊獵は、105回になる(表3)。ただし、淳和天皇から光孝天皇までの6代の天皇の遊獵は33回に過ぎず、嵯峨天皇までの遊獵がいかに多いかがわかる。

弘仁元年(810)十二月己卯《13日》「遊獵于芹川野。賜五位已上衣被」に始まる嵯峨天皇の遊獵は、a. 淀川兩岸域19回(水生野12回・交野7回)が最も多く、以下、b. 芹川野15回、c. 栗前野15回、d. 北野12回、e. 大原野6回、f. 紫野2回、g. 瑞野2回、h. 栗栖野1回、i. 櫛原野1回となっており、水生野・交野、芹川野、栗前野、北野、大原野の5個所で集中的に遊獵する(67回)特徴がある。前3者が水辺を中心とした遊獵(W型49回)、後2者が丘陵を用いた遊獵(M型)で、他の遊獵地を加えてもW型の遊獵52回、M型21回と、水辺での遊獵が7割を超える。桓武天皇の遊獵がほぼ1対1であったのと大きな違いを見せる。また、遊獵後に賜物が衣被に一定している点も注意を要する。

嵯峨朝には、弘仁二年(811)十二月丁丑《16日》条に「遊獵于大原野。右大臣藤原朝臣内麻呂并山城国奉獻。雅樂寮奏樂。賜五位已上衣被」(『日本後紀』)と、初めての大原野遊獵に際し、嵯峨天皇の寵臣として天皇を支えた藤原冬嗣の父を確認できる点も興味深い。また、回数は少ないが、弘仁二年九月丁巳《26日》、十月戊子《27

日」といち早く紫野に遊猟する点も、大伴親王（後の淳和天皇）との関係から注意しなければならない⁴⁹。

なお、弘仁二年閏十二月甲辰《14日》条で、淀川の起点となる水生野で初めての遊

表3 平城～光孝朝の遊猟（105回、内3回は諸国）

番号	元号	年月日	西暦	遊猟地・数	備考
1	大同	031007	808	北野①	G 北野・平城天皇／布施内親王奉獻
2	弘仁	011213	810	芹川野①	L 芹川野、嵯峨天皇初見記事
3	弘仁	020211	811	北野①	G
4	弘仁	020816		北野②	G
5	弘仁	020926		紫野①	J 紫野
6	弘仁	021024		栗前野①	C 巨椋池南東
7	弘仁	021027		紫野②	J
8	弘仁	021216		大原野①	A 藤原内麻呂・山城国司奉獻
9	弘仁	02U1214		水生野①	B 一山崎駅、山城・摂津国奉獻
10	弘仁	030125		栗前野②	C
11	弘仁	030214	812	水生野②	B
12	弘仁	030215		交野①	B 山城・摂津・河内国献物
13	弘仁	030906		北野③	G
14	弘仁	030925		大原野②	A
15	弘仁	031221		芹川野②	L 山城・摂津国国司
16	弘仁	040126	813	栗前野③	C
17	弘仁	040216		交野②	B 山崎駅行宮、山崎津延境
18	弘仁	040218		水生野③	B 山城国奉獻、山城・摂津・河内国司賜衣
19	弘仁	040928		大原野③	A
20	弘仁	041004		北野④	G
21	弘仁	041007		榛原野①	X??
22	弘仁	041024		栗前野④	C
23	弘仁	041124		水生野④	B 山城摂津河内国奉獻
24	弘仁	041127		芹川野③	L 皇弟淳和奉獻
25	弘仁	050208	814	栗前野⑤	C 山城国、明日香親王奉獻
26	弘仁	050216		交野③	B
27	弘仁	050217		交野④	B 山崎離宮遷御、百濟王賜衣
28	弘仁	050218		水生野⑤	B 摂津国奉獻
29	弘仁	05U0727		北野⑤	G 嵯峨院
30	弘仁	050825		北野⑥	G
31	弘仁	0650826		栗栖野①	M 栗栖野
32	弘仁	050910		栗前野⑥	C 明日香親王宇治別業、親王奉獻
33	弘仁	051010		北野⑦	G
34	弘仁	051024		水生野⑥	B 山城摂津国奉獻
35	弘仁	051122		芹川野④	L
36	弘仁	051220		芹川野⑤	L
37	弘仁	060826	815	北野⑧	G
38	弘仁	060926		大原野④	A
39	弘仁	061025		栗前野⑦	C
40	弘仁	061128		水生野⑦	B
41	弘仁	061217		芹川野⑥	L
42	弘仁	070128	816	栗前野⑧	C
43	弘仁	070216		交野⑤	B 行幸、〔類国〕は遊猟と記さず
44	弘仁	070220		水生野⑧	B 百濟王氏に大量叙位、交野より帰る
45	弘仁	080125	817	芹川野⑦	L
46	弘仁	080225		瑞野①	E 瑞野 山城国奉獻、山城・摂津・河内国司賜衣
47	弘仁	080817		北野⑧	G
48	弘仁	080925		大原野⑤	A
49	弘仁	081022		栗前野⑨	C
50	弘仁	081023		水生野⑨	B
51	弘仁	081123		水生野⑩	B
52	弘仁	081214		芹川野⑧	L 大雪
53	弘仁	090124	818	芹川野⑨	L
54	弘仁	090207		栗前野⑩	C
55	弘仁	090828		北野⑨	G →嵯峨院
56	弘仁	091022		栗前野⑪	C
57	弘仁	100126	819	芹川野⑩	L
58	弘仁	100221		水生野⑪	B 御河内宮水生村窮乏
59	弘仁	101022		大原野⑥	A
60	弘仁	101123		栗前野⑫	C
61	弘仁	101126		芹川野⑪	L
62	弘仁	110126	820	栗前野⑬	C
63	弘仁	11U0122		芹川野⑫	L
64	弘仁	130125	822	北野⑩	G
65	弘仁	130127		芹川野⑬	L
66	弘仁	130207		栗前野⑭	C
67	弘仁	130220		水生野⑫	B
68	弘仁	130221		芹川野⑬	L
69	弘仁	130927		北野⑪	G
70	弘仁	131008		交野⑥	B 河内宮→交野遊猟
71	弘仁	131127		瑞野②	E
72	弘仁	140128	823	芹川野⑭	L
73	弘仁	140212		栗前野⑮	C
74	天長	021010	825	交野⑦	B 嵯峨太上天皇遊猟
75	天長	030128	826	芹川野⑮	L 淳和天皇 源信、清原夏野献物
76	天長	031002		栗前野⑰	C 狩長
77	天長	031216		大原野①	A 狩長
78	天長	050926	828	北野⑫	G 山城国司献物
79	天長	061010	829	泥澤池①	一栗野院 水鳥狩猟、雅家寮、狩長
80	天長	061028		栗前野⑱	C 山城国、藤原緒嗣く献物
81	天長	061121		芹川野⑯	L
82	天長	071027	830	北野⑬	G →嵯峨院へき宮
83	天長	080218	831	水成野	B →河内宮、山城摂津国献物
84	天長	090926	832	北野⑬	G 鷹、犬試行→雲林院
85	天長	091123		栗前野⑳	C
86	天長	100925	833	栗栖野②	M 栗栖野 仁明天皇即位100228、綿子池（尺八池か、栗栖野は北区）、雉を放ち水禽を捕らえる
87	天長	101213		芹川野⑰	L
88	承和	010208	834	芹川野⑱	L
89	承和	011011		栗前野⑲	C 故鷹飼
90	承和	020128	835	芹川野⑱	L
91	承和	020227		水生瀬野①	B
92	承和	021013		箕津野①	X??
93	承和	021215		芹川野⑲	L
94	承和	050212	838	水生瀬野②	B
95	承和	06U0118	839	水成瀬野③	B
96	承和	061217		水成瀬野④	B 山城、摂津、河内国司御覽献納
97	承和	120225	845	河内宮	B
98	承和	141019	847	雙丘東墳	雙丘
99	承和	141020		雙丘下大池	雙丘 源常山莊
100	嘉祥	011023	848	神泉苑	仁明天皇
101	元慶	081202	884	諸国	光孝天皇播磨国（鎮7大9）、美作国（鷹5大6）
102	仁和	010307	885	諸国	遠江国、備後国
103	仁和	020216	886	諸国	越前、遠江、備後国
104	仁和	021214		芹川野⑲	L
105	仁和	021225		神泉苑	北野行幸

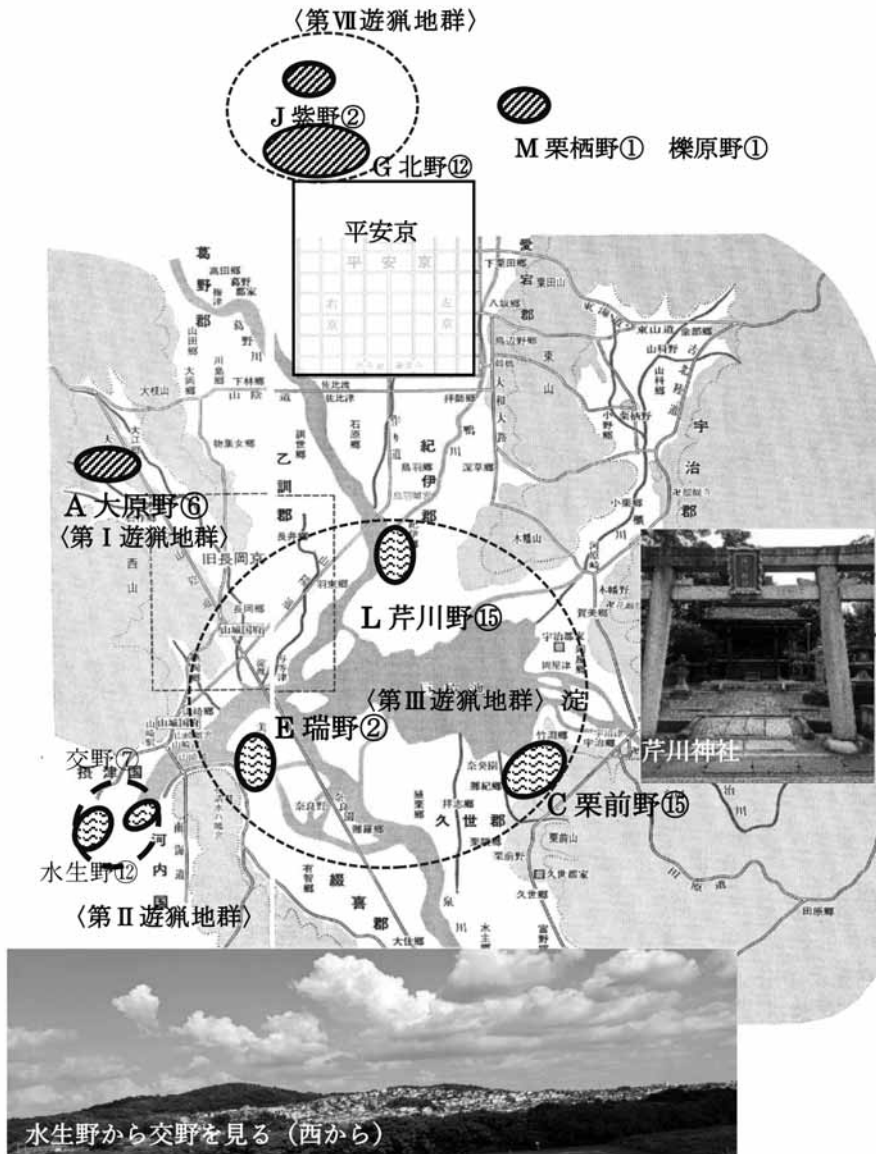


図4 嵯峨天皇平安京の遊獵地

獵が実施される。遊獵後、於山崎駅に御した天皇に対し、山城摂津二国が奉獻し、五位已上に衣被を賜っている。この後も、水生野や交野遊獵ではたびたび山城、河内、摂津の国司などが奉獻し、衣被などを下賜される。当該空間は三国が三川合流域で接していたことによる措置であろう⁵⁰。

また、弘仁四年（813）二月己亥《16日》には、「遊獵於交野。以山崎驛爲行宮。」とあり、これが後の河陽離宮とされ、固定的に営まれた。水陸交通の拠点でもあった山崎の地は、「津頭失火。延焼卅一家。給米綿有差。又駕輿丁并左右衛士等。賜綿有

差。」(『日本後紀』)などの記事から平安京玄関口として、経済的に栄えたことがうかがえる。

淳和天皇以後で記録の残るのは、淳和 11 回、仁明 15 回、光孝 5 回の 3 天皇だけで、文徳天皇、清和天皇、陽成天皇には記録が残らない。また、光孝が平安京周辺で実施したのは 2 回に過ぎず、京周辺以外で 3 回もの遊獵を行った背景は不明である。

淳和天皇以降で特徴的なのは、嵯峨天皇が盛んに遊獵した芹川野を利用したことである。既に頭書に遊獵の次第のモデルとして述べたとおり、芹川野は、宮城(内裏)の真南に位置する典型的な W 型の遊獵地であった。淳和天皇以後も盛んに利用した背景には、禁野の中でも殊に立地の良さが関係したのであろう。

また、淳和天皇が、天長六年(829)十月丙辰《10 日》「幸泥濘池、羅獵水鳥、御紫野院。山城国献物。日暮、雅楽寮奏音声。侍従并狩長五位及院預、山城国掾已上、賜祿有差。」と、泥濘池で遊獵し、紫野院で饗宴を開いたのも、親王時代から慣れ親しんだ紫野の地には既に固定的な施設が設けられていたからと推定できる。さらに、天長九年(832)四月癸酉《11 日》には、「鸞輿幸紫野院。御釣台。院司献物。命陪從文人賦詩御製亦成。賜祿有差。新択院名、以為雲林亭。」とあり、紫野院が、遊興にふさわしい施設であったことから雲林亭へ改称されている点もその変遷の在り方から興味深い。雲林院はこの後も摂津国垂水に荘園を有し、長く営まれた。

5 まとめにかえて

奈良時代は、殺生を嫌った仏教が盛んで、本来、鷹を飼育し、鷹狩に備えた主鷹司が放鷹司や放生司と改称されることもあり遊獵には否定的であった。遊獵の記録は聖武天皇のわずか二度しか確認できない。ところが、桓武天皇が即位すると様相は一変し、新たに固定的遊獵地が設定され、複数回利用されるようになる。長岡京期に 4 箇所が定められると、平安京期には 10 箇所余へと増設され、遊獵を繰り返した。嵯峨天皇もまた遊獵を好み、桓武の設置した遊獵地を踏襲して遊獵を重ねた。その数は両天皇で 200 余回に及んだ。しかし、遊獵地を丹念に分析すると、二人には目的や趣向に明らかな違いがみられる。

(1) 遊獵地から禁野へ

本稿では、遊獵地を地理的環境を基準に「群」として捉え、前後の記事から、遊獵の内容を分析した。たとえば、第Ⅱ遊獵地群の水生野と交野は、淀川をはさんで両岸に山崎の地名が遺り、一体のものと認識されていた。また、栗前野や瑞野、芹川野は陸路では遠く感じるが、巨椋池水運を利用すればすぐの位置にある。よってこれらを第Ⅲ遊獵地群(巨椋池縁辺部)と、一体的に理解した。淀川や巨椋池を媒介して一体化した同一空間と考えたのである。

桓武天皇の時代、遊獵はより一層天皇の独占的行為として強化された。これを可能にしたのは、同一空間を繰り返し占有できる禁野としての管理体制があったからではなかろうか。単発的「遊獵地」から永続的、固定的「禁野」へと変質した瞬間であった。桓武朝長岡京期に初めて、都城周辺を取り囲むようにして「禁野」群が配置されたものと理解したい。こうした体制は平安京へも継承され、新たに北野(第Ⅶ遊獵地群)、日野(第Ⅴ遊獵地群)柏原野(第Ⅵ遊獵地群)が設定され、「禁野」として維持管理されたと推定した。

(2) 禁野から禁苑へ

〈大原野の特殊構造〉

「禁野」群の中核を担ったのが大原野(第Ⅰ遊獵地群)と北野(第Ⅶ遊獵地群)であった。それぞれ長岡京と平安京の北郊に隣接して設置された「禁野」群である。

長岡京郊外の北西から北東にわたる大原野→長岡→左京北部郊外→葛野川までの特徴を整理すると、以下の(A)～(F)にまとめられる。

- (A) 恒常的に利用可能な遊獵空間である「禁野」(大原野)の設置
- (B) 藤原氏(皇后)の祖先神を祀る大原野社の勧請
- (C) 他の遊獵地にはない皇族の陵墓空間の設置
 - ① 淳和天皇生母・桓武天皇夫人藤原旅子宇波多陵
 - ② 桓武天皇生母・高野新笠大枝陵
 - ③ 桓武天皇皇女高志内親王石作陵(以上、北西部)
 - ④ 桓武天皇皇后藤原乙牟漏長岡山陵 - 高島陵 -
 - ⑤ 淳和天皇皇女藤原貞子陵 - 長野古墓 -
 - ⑥ 淳和天皇を火葬した葬送空間(長岡丘陵中 - 平安京遷都後も皇族の陵墓空間)
- (D) 離宮東院の設置(長岡京最終時期の政治的、行政的中心)
- (E) 「北苑」と仮称した苑池(長岡丘陵の東裾に広がる平坦地。京内の条坊とはやや異なる方格地割内に整然と配置。内部の栽培池や畑で多様な植物資源を栽培。北部には復廊で圍繞された特殊建物群。)
- (F) 東端、葛野川の縁辺に高橋津を設置(水運の拠点を確保)

その全容解明は今後の課題であるが、次項に示す北野と共に、興味深い施設を多数含んだ地域である。

〈平安京北野への継承〉

平安京一条大路以北、平安京の北郊西端に位置するのが北野である。北野から東へも北京極以北を西から東へ整理すると、(a)～(f)にまとめることができる。

- (a) 恒常的に遊獵空間として利用可能な「禁野」(北野)の設置
- (b) 桓武天皇生母高野新笠の祀った今木神を主祭神とする平野神社および、桓武天皇の初期の精神を支えた特殊な寺院・常住寺の設置。
- (c) 船岡山に埋葬地を設置
- (d) 離宮紫野院の設置(北野の北部にあたる紫野に設置)
- (e) 園池司の菜園(左京郊外に48町もの広大な敷地に果樹、蔬菜栽培の園を設置)
- (f) 大井津、梅津などの川港を配置(右京北京極の北西端は葛野川に近接)

以上のように、長岡京、平安京の北京極以北を比較すると、ほぼ同機能の施設、空間が展開していたことが判明する。大原野や北野は、桓武朝以降、遊獵空間として認識され、元慶六年の詔が示すように禁野とされてきたが、上記の通り、共通してある機能は遊獵を目的とした禁野の機能を超えるといえる。

日本古代都城北部で確認したこれほどまでに類似した空間の由来はどこにあるのだろうか。

東アジアに目を転じると、唐長安城の北東に所在する禁苑と類似する。これまでの日本古代都城の研究では、禁苑の設置に否定的であった。しかし、遊獵空間の分析を通して、禁苑の可能性を指摘することができた。とはいっても、限られた史料からの分析には限界がある。今後、唐長安城禁苑との比較などを通して、その詳細を解明しなければならないが、ここでは大原野と北野一帯に禁苑の可能性を指摘するに留める。

(3) 巨椋池と6官道

長岡京期の第Ⅲ遊獵地群(巨椋池縁辺部)を分析する中で、当該遊獵地群が、官道(西海道を除く6官道)と密接な関係にあることに気づいた。

巨椋池東部および東南部の遊獵地である岡屋野と栗前野の東辺部には、奈良時代の**東山道・北陸道**が通過しており、平城京と東国を結ぶ交通路として機能していた。奈良時代の東海道は、大和桜井または都祁から伊賀、伊勢に入るルートであるが、平安時代には平安京→逢坂関→近江国→阿須波道(仁和二年 - 886 - 年)→鈴鹿関のルート

であったとされる。長岡京期のルートは不明だが、巨椋池縁部への遊猟地の配置から、舟運を用いた、長岡京東南部→巨椋池→岡屋津→宇治郡→逢阪関→近江国のルートが存在した。

また、奈良時代の**山陰道**は、平城京から東山道・北陸道のルートを経由して瑞野から乙訓郡を南東から北西に直進したと復原されている。長岡京期には右京の北西郊外に山陰道が遺存していたはずであり、奈良時代の山陰道を利用すれば丹波国へ入ることが可能であった。

山陽道は山背国乙訓郡の南端、山崎から淀川右岸を、水生野を横切って南に進んだ。**南海道**は山崎から淀川の左岸を河内国交野郡葛葉經由で南下したものと推定されている。

以上、遊猟に用いた「野」の多くは、官道沿いに所在する「野」を選択して実施されていたともいえる。長岡京期の遊猟は延暦六年の遷都の詔「水陸之便」とも密接な関係を有していたのである。

(4) 山階・柏原野から巨椋池・水生野へ

最後に、二人の天皇の遊猟の微妙な違いについて述べて拙稿を閉じることにしたい。

桓武天皇が個人の趣味としても鷹狩をこよなく愛したことは『寛平御遺誡』のエピソードから知ることができる。鷹を自らの腕に乗せ、馬を走らせて犬たちが追い出した獣や鳥たちを鷹と一体となって捕らえる。こうしたダイナミックな狩りに興じた姿が想像される。史料からその全容を知ることが困難であるが、一部を垣間見ることができる。

桓武と嵯峨二人の天皇の遊猟地には微妙な違いがある。図2と3を比較してわかるように、桓武天皇の遊猟は、第Ⅰ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ遊猟地がM型の丘陵から追い立てた獣や鳥を鷹匠や鷹が捕らえる比較的勇壮な狩りである。これに対して嵯峨天皇の遊猟は禁苑内にあるM型の大原野と北野で遊猟することはあるものの、以外は第Ⅱ・ⅢのW型の水辺の葦原などに生息する水禽類を捕らえる遊猟地を多用するのである。あるいは二人の天皇の趣向を反映しているのではなかろうか。

こうした趣向の違い以上に決定的な相違を、桓武天皇が明確な意図をもって創設した山階野での遊猟に認めることができる。桓武天皇は即位直後以来、交野での遊猟を節目で必ず行い、母系の百済王氏への褒賞を繰り返していた。さらに、平安遷都後にはいち早く天智天皇の眠る山科陵に近い山階野で遊猟を実施し、隣接する南方の小野郷日野でたびたび遊猟を行った。父方天皇の権威を強調するためと推定できる遊猟地の選択である。ところが、嵯峨天皇は、山階を意識することはほとんどなかった。

皇統に不安を抱えた桓武と、もはやその心配をする必要のなくなった嵯峨との決定的な違いであった。

二人の天皇の遊猟の実態を探ることによっても、長岡京から平安京へと目まぐるしく変化した往時の政治状況を読み取ることができるのである。

本報告は、①拙稿「平安京と遊猟」(『講座畿内の古代学第Ⅲ巻王宮と王都』雄山閣2021年)および、②拙稿「平安京の禁苑と遊猟」(公益財団法人古代学協会『平安京と嵯峨』2021年11月13日)を基礎に、2021年12月11日、名古屋古代史研究会12月例会で報告した内容を精査して、成稿したものである。成稿にあたっては公益財団法人客員研究員清水みき氏より多くのご教示を頂いた。また拙論の掲載については、三重大学人文学部教授小澤毅先生、山田雄司先生のご配慮をいただいた。末尾ながら記して感謝申し上げたい。

(2022年2月15日提出)

1 『日本書紀』卷十一仁德天皇四三年九月庚子朔。依網屯倉阿弭古捕異鳥。獻於天皇曰。臣每張網捕鳥。未曾得是鳥之類。故奇而獻之。天皇召酒君示鳥曰。是何鳥矣。酒君對言。此鳥之類多在百濟。得馴而能從人。亦捷飛之掠諸鳥。百濟俗號此鳥曰俱知。(是今時鷹也。)乃授酒君令養馴。未幾時而得馴。酒君則以韋縉著其足。以小鈴著其尾。居腕上獻于天皇。

2 賀來孝代「鶉飼・鷹狩を表す埴輪」(早稲田大学考古学会『古代』第117号2004年)によれば、伝大室出土品(群馬県前橋市大室)は頭に紐の表記が見られ、鶉の可能性もあるという。

3 写真提供「太田市教育委員会令和3年12月20日教文第1763号写真掲載等承諾書」により許可済み。

4 『万葉集』第17巻4011番歌に鷹狩りの様子が詳細に歌われており、大伴家持が愛用したタカ(大黒と命名されていた)を駆使して、終日鷹狩りに興じた姿を見ることができる。(註2賀來論文によれば、考古学からも「鷹は人物埴輪の腕にのっている。屈曲する嘴、腰の鈴によって鷹狩りのタカを写した」としており、鈴をつけたタカが鷹狩りに用いられたことを明らかにしている。

5 『続日本紀』天平十三年(741)五月乙卯《庚戌朔6日》。天皇幸河南觀校獵。

6 ① 延暦二年(783)十月戊午《14日》。行幸交野。放鷹遊獵。

② 十月庚申《16日》。詔免當郡今年田租。國郡司及行宮側近高年。并諸司陪從者。賜物各有差。又百濟王等供奉行在所者一兩人。進階加爵。施百濟寺近江播磨二國正稅各五千束。授正五位上百濟王利善從四位下。從五位上百濟王武鏡正五位下。從五位下百濟王元德。百濟王玄鏡並從五位上。從四位上百濟王明信正四位下。正六位上百濟王眞善從五位下。」(『続日本紀』)

7 光孝天皇(仁明天皇第三皇子):『三代實録』卷四十五光孝天皇即位前記「天皇諱時康、仁明天皇之第三子也。母贈皇太后藤原氏、贈太政大臣正一位總繼朝臣之女焉。仁明天皇之為儲式也、選入東宮、天長八年、生天皇於東京六条第。天皇少而聰明、好誦經史。容止寬雅、謙恭和潤、慈仁寬曠、親愛九族。性多風流、尤長人事。仁壽皇太后、甚親重之。每有遊覽讌會之事、太后必請令為之主矣。嘉祥二年、渤海國入覲、大使王文矩、望見天皇在諸親王中拜起之儀、謂所親曰。此公子有至貴之相、其登天位必矣。復有善相者藤原中直。其弟棟直、侍奉藩宮。中直戒之曰。君主骨法當為天子。汝勉事君王焉。」

8 藤原時平は藤原基経の長男。正二位左大臣。本院大臣。昌泰の変によって菅原道真を左遷。

9 藤原高経は藤原長良の四男、正四位下、右兵衛督。平安京南郊に別業か。

10 『三代實録』元慶六年(882)十二月廿一日己未の記事では、「勅。山城國葛野郡嵯峨野、充元不制、今新加禁。樵夫牧豎之外、莫聽放鷹追兔。同郡北野、愛宕郡栗栖野、紀伊郡芹川野・木幡野、乙訓郡大原野・長岡村、久世郡栗前野・美豆野・奈良野、宇治郡下田野、綴喜郡田原野、天長年中、既禁從禽。今重制斷。山川之利、藪沢之生、与民共之、莫妨農業。但至于北野、不在此限也。大和國山辺郡都介野、天長承和、累代立制。今宜加禁、莫例縱獵、制扶禽鳥、許採草木。美濃國不破・安八兩郡野、本自禁制、永為藏人所獵野。播磨國賀古郡野、印南郡今出原、印南野、神埼郡北河添野・前河原・賀茂郡宮來野河原・尔可支河原、先既有制。今重禁斷。嘉祥三年下符、勿禁採樵牧馬、備前國兒島郡野、永為藏人所獵野。承和之制、今緣不行、何禁芻蕘。莫害農畝、惣施法禁。頒下諸國。」新たに嵯峨野での遊獵を禁じ、改めて北野以下での放鷹を禁じている。

11 清水みき「桓武天皇の来た道－光仁朝行幸の史的意義」(『歴博フォーラム 桓武と激動の長岡京時代』山川出版2009年)

12 延暦二年(七八三)十月庚申《16日》条「詔免當郡今年田租。國郡司及行宮側近高年。并諸司陪從者。賜物各有差。又百濟王等供奉行在所者一兩人。進階加爵。施百濟寺近江播磨二國正稅各五千束。授正五位上百濟王利善從四位下。從五位上百濟王武鏡正五位下。從五位下百濟王元德。百濟王玄鏡並從五位上。從四位上百濟王明信正四位下。正六位上百濟王眞善從五位下。」

13 清水みき前掲註11論文では「水雄崗」についても詳細に分析し、「水雄岡の現実的比定地」を「山背国内、平城宮から半日行程の丘陵、周辺に遊獵のできる空間があり、地名「ミノオ」が意味する水系の尻尾に近い地」とし、「南山城地方を囲む山系中で分水嶺より山背側一木津川に注ぐ源附近と推測」し、その候補地として「当尾」を挙げた。従うべきであろう。

14 『続日本紀』宝龜三年(772)十二月辛未《廿五日》条「幸山背國水雄岡。授國司正六位上大宅真人眞木從五位下。」

15 「**祀天神於交野**。其祭文曰。維延曆六年歲次丁卯十一月庚戌朔甲寅。嗣天子臣謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩。敢昭告于**昊天上帝**。臣恭膺眷命。嗣守鴻基。幸賴穹蒼降祚覆蠹騰微。四海晏然万姓康樂。方今大明南至。長晷初昇。敬采燔祀之義。祇修報德之典。謹以玉帛犧齊粢盛庶品。備茲禋燎。祇薦潔誠。高詔天皇配神作主尚饗。又曰。維延曆六年歲次丁卯十一月庚戌朔甲寅。孝子皇帝臣諱謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩。敢昭告于高詔天皇。臣以庸虛忝承天序。上玄錫祉率土宅心。方今履長伊始。肅事郊禋。用致燔祀于昊天上帝。高詔天皇慶流長發。德冠思文。對越昭升。永言配命。謹以制幣犧齊粢盛庶品。式陳明薦。侑神作主尚饗。」

16 「辛酉。遣權大納言正三位安倍朝臣安仁。侍從從四位下輔世王等。向後田原山陵。告以配天之事。策命曰。天皇大命。掛畏平城宮〈尔〉天下所知〈之〉倭根子天皇御門〈尔〉申賜〈閉止〉奏。今月廿五日河內國交野〈乃〉原〈尔〉。**昊天祭爲**〈止志天〉。掛畏御門〈乎〉主〈止〉定奉〈天〉可祭事〈乎〉。畏〈牟〉畏〈牟毛〉申賜〈久止〉奉。」とある。また、齊衡三年(856)十一月壬戌《23日》条には「壬戌。大祓於新成殿前。諸陣警戒。帝進出庭中。大納言正三位藤原朝臣良相跪授郊天祝板。左京大夫從四位下菅原朝臣是善捧筆硯。帝自署其諱訖。執珪。北面拜天。乃遣大納言正三位藤原朝臣良相。右大弁從四位上清原真人岑成。左京大夫從四位下菅原朝臣是善。右中弁從五位上藤原朝臣良繩等。向河內國交野郡柏原野。設蘊習禮。祠官盡會。」とその祭儀の具体的姿示され、同年十一月甲子《25日》条には「甲子。有事**圓丘**。夜漏上水一尅。大納言藤原朝臣良相等歸來獻胙。」とあり、交野に設けられた祭場が「円丘」であったことが明記されている。

17 ①滝川政次郎「革命思想と長岡遷都」(法制史論叢二『京制並に都城制の研究』角川書店1967年)②林陸朗「長岡・平安京と郊祀円丘」(『古代文化』182 1974年)これに対して③佐野真人『古代天皇祭祀・儀礼の史的研究』思文閣出版2019年)は皇統の交代を全面的に否定する。

18 ①清水みき「長岡京造営論 - 二つの画期をめぐって - 」(『ヒストリア』110 1986年)、②拙稿「長岡宮」(『講座畿内の古代学Ⅲ巻 王宮と王都』雄山閣 2020年)、③「長岡宮嶋院と古代宮都の苑池」(中尾芳治編『難波宮と古代都城』同成社 2020年)。②・③拙稿では初めて後期難波宮造営が二段階に分けて実施され、第一段階に建設された内裏は長岡宮への移築段階には既になく、孝謙天皇によって建設された「東南新宮」が長岡宮へ移築された可能性を指摘した。

19 向日市教育委員会『長岡京木簡一 解説』1984年(183頁釈文)

20 今泉隆雄「長岡京造営と木簡」(『長岡京木簡一』1984年)

21 淳和天皇母・藤原旅子(延暦七年五月・788)、桓武天皇母・高野新笠(延暦八年十二月・789)皇后・藤原乙牟漏(延暦九年閏三月・790)

22 延暦十年(791)十月己亥《12日》「己亥。右大臣率百濟王等。奏百濟樂。授正五位下藤原朝臣乙叡從四位下。從五位下**百濟王玄風**。百濟王善貞並從五位上。從五位下藤原朝臣淨子正五位下。正六位上**百濟王貞孫**從五位下。」延暦十年(791)十月庚子《13日》「庚子。車駕還宮」

23 『続日本紀』延暦十年(791)十月己亥《12日》「己亥。右大臣率百濟王等。奏百濟樂。授正五位下藤原朝臣乙叡從四位下。從五位下百濟王玄風。百濟王善貞並從五位上。從五位下藤原朝臣淨子正五位下。正六位上百濟王貞孫從五位下。」藤原乙叡(たかとし)は、天平宝字五年(761)、繼繩と百濟王明信との間に生まれた繼繩の次男である。桓武朝に急激に昇叙し、桓武薨去時には山作司を務めた。しかし大同二年(807)、伊予親王の変に連座して解官される。後に復し從三位中納言として大同三年卒す。

24 『萬葉集』卷一 - 20 番額田王歌「あかねさす紫野行き標野行き野守はみずや君が袖振る」には、「野守」の存在が指摘できる。ただし、本歌は五月五日の菟蓐を背景にしたものである。野守が「蒲生野守」であるなら、蒲生野全体を管理したか、「菓園」を管理したかは不明である。

25 ①『日本書紀』天武天皇五年(676)五月是月条では「勅。禁南淵山。細川山。並莫蕪薪。又畿内山野元所禁之限。莫妄燒折。」と山川藪沢での薪などの採取を禁じている。さらに、②『日本書紀』持統三年(689)八月丙申《16日》条は「禁斷漁獵於攝津國武庫海一千歩内。紀伊國阿提郡那耆野二萬頃。伊賀國伊賀郡身野二萬頃。置守護人。准河内國大鳥郡高脚海。」は、特定の地域での野及び海での狩猟、漁労を禁じている。天皇の独占空間としての「野と海」の成立である。

26 瑞野は延暦12年9月24日初見で、遷都までに合わせて3回遊猟する。その後、遊猟記事はないが、元慶6年の禁野の設定記事(註10)には「美豆野」が禁制地として規制されている。

桓武は長岡京期に瑞野を設定し三回遊獵し、以後、実際には遊獵しないが、禁野としては維持した。その理由は瑞野（美豆野）が水上交通上、重要な場所だったからではないだろうか。美豆という地名は現在も残り、これが古代から変わらない位地だとすると、長岡京羅城門の推定位置付近、木津川の左岸に所在する。背後の石清水の丘との間に形成された川沿いの空間はW型の遊獵地としては最適な位置である。瑞野からは西へ船で山崎津、東へ岡屋津・栗前野へ移動可能である。山崎津は言うまでもなく山陽道と南海道の基点であり、岡屋津・栗隈野はすぐ東を奈良時代の東山道・北陸道が通っている。（長岡京期には東海道もこの位置に通したか。）つまり瑞野・美豆野は山陰道を除く5道の基点となる地点に位置する。なお、長岡京遷都以前はこの地を山陰道も通過していた。延長線上＝宇の山には駅家＝都亭駅が長岡京期の山陰道の基点であるから、西海道を除く全官道がこの地に集中していたことになる。これまでの研究は、山崎津を中心とした水上・陸上交通だけを考えてきたが、この瑞野（美豆野）を含む巨椋池を利用した水上降雨通にこそ目を向けるべきではないだろうか。

・『続日本紀』延暦六年（787）十月丁亥《8日》「詔曰。朕君臨四海。于茲七載。未能使含生之民共洽淳化。率土之内咸致雍熙。顧惟虛薄。良用慙嘆。而天下諸國。（中略）又朕以水陸之便遷都茲邑。言念居民。豈無騷然。宜免乙訓郡延暦三年出舉未納。其郡司主帳上賜爵人一級。」

・『続日本紀』延暦七年（788）九月庚午《26日》「詔曰。朕以眇身。忝承鴻業。水陸有便。建都長岡。とする。「水陸の便をもって都をこの邑に遷す」とは、山崎だけでは、まさに全官道が水上交通とも一体化した場所に都を選じたことを表現したものであった。

²⁷ 『伊勢物語』八四段「むかしおとこ有りけり。身はいやししながら母なん宮なりける。その母、長岡といふ所に住み給けり。」

²⁸ 『日本後紀』卷一逸文（『日本紀略』）延暦十一年（792）六月戊子《5日》条は、「奉幣於畿内名神。以皇太子病也。」翌日には「癸巳。皇太子久病。卜之崇道天皇為崇。遣諸陵頭調子王等於淡路国、奉謝其靈。」と初めて早良親王の祟りが史料に現れる。

²⁹ 『日本書紀』推古天皇十五年（607）条が記す山背国に掘削した堀は、現在の城陽市北西部から宇治市市堺を南東に流れる古川をこれに充てる説が有力である。古代には現在の宇治市広野付近で巨椋池に流入していたと推定される。「是歳冬。於倭國作高市池。藤原池。肩岡池。菅原池。山背國掘大溝於栗隈。且河内國作戸苜池。依網池。亦每國置屯倉。」

³⁰ 『続日本紀』延暦八年（789）九月戊午《9日》条には「是日。右大臣從二位兼中衛大將藤原朝臣是公薨。詔贈從一位。是公贈太政大臣正一位武智麻呂之孫。參議兵部卿從三位乙麻呂之第一子也。爲人長大。兼有威容。實字中。授從五位下。補神祇大副。歷山背播磨守左衛士督。神護二年。授從四位下。歷内壘式部大輔春宮大夫。寶龜末。至參議左大弁從三位。天應元年。加正三位。遷中衛大將兼式部卿。俄拜中納言。中衛大將式部卿如故。轉大納言。延暦二年。拜右大臣。中衛大將如元。是公曉習時務。剖斷無滯。薨時年六十三」と是公の薨伝を載せる。別業が相続され、息子に継承されていたのであろうか。

³¹ 『日本後紀』卷二逸文（『類聚国史』）三二遊獵延暦十二年（793）九月戊戌《22日》条は「遊獵于栗前野。便御伊豫親王江亭。親王・左衛士督從四位下藤原朝臣雄友等奉獻。親王及雄友子弟賜衣。」この時の遊獵参加を認められた皇族が伊予親王で、寵臣が藤原雄友であったと推定できる。雄友は、藤原は公の男（次男？）で、妹吉子は桓武天皇の夫人となり、伊予親王を生んでいる。

³² 瑞野は律令国家が禁野として維持し続ける必要性のあった空間であった。瑞野（美豆野）が水上交通上、重要な場所だったからではないだろうか。美豆という地名は現在も残り、これが古代から変わらない位地だとすると、長岡京羅城門の推定位置付近、木津川の左岸に所在する。背後の石清水の丘との間に形成された川沿いの空間はW型の遊獵地としては最適な位置である。瑞野からは西へ船で山崎津、東へ岡屋津・栗前野へ移動可能である。山崎津は言うまでもなく山陽道と南海道の基点であり、岡屋津・栗隈野はすぐ東を奈良時代の東山道・北陸道が通っている。（長岡京期には東海道もこの位置に通したか。）つまり瑞野（美豆野）は山陰道を除く5官道の基点となる地点に位置している。なお、長岡京遷都以前はこの地を山陰道も通過していた。延長線上＝宇ノ山には駅家＝都亭駅が長岡京期の山陰道の基点であるから、西海道を除く全官道がこの地に集中していたことになる。これまでの研究は、山崎津を中心とした水上・陸上交通だけを考えてきたが、この瑞野（美豆野）を含む巨椋池を利用した水上交通にも目を向けるべきではなかろうか。今後の課題である。

³³ 中山修一「十年で廢都に」（向日市史編さん委員会『向日市史上巻』1983年）

³⁴ 「是夜。内舎人山辺真人春日、春宮坊帶刀舎人紀朝臣嶋人、共謀殺帶刀舎人佐伯宿禰成人、明日事覺。春日等即逃隱。帝大怒募求天下、後伊豫国捕之以聞。遣左衛士佐從五以上巨勢朝臣嶋人格殺。或曰。春日等承皇太子密旨。さらに、延暦十二年（793）八月庚午《24日》にも、「庚午。衛門府門部壬生年登西門自絞死。時人不知其故。」と、東宮（安殿皇太子）周辺で不可解な事件が発生し、桓武天皇の不興を買っている。

³⁵ 北岡での「遊獵」は1回限りであり、その主目的が遊獵ではなく、岡の上からの新京平安京の視察と推定できるが、北岡が船岡山でよいとすると、当該地は北野の北部、紫野に含まれ遊獵地としては以後も機能していた可能性が高いので第Ⅶ禁野の一部とした。

³⁶ 『日本後紀』卷三逸文延暦十三年（794）十一月丁丑《8日》「詔。云々。山勢実合前聞。云々。此国山河襟帶、自然作城。因斯勝、可制新号。宜改山背国、為山城国。又子來之民、謳歌之輩、異口同辞、号曰平安京。又近江国滋賀郡古津者、先帝旧都、今接鞏下。可追昔号改称大津。云々。」

³⁷ 基本的に4月から7月の稲の作付け時期には遊獵を行わないことが確認できる。

³⁸ 『日本後紀』卷一逸文（『類聚国史』七九禁制・『日本紀略』）延暦十一年（七九二）八月丙戌《3日》「禁葬埋山城国紀伊郡深草山西面。縁近京城也。」紀伊郡深草山西面は『延喜式』諸陵令式に見える桓武天皇柏原陵の兆域に示す地域と推定され、現在の京都市伏見区深草の東方に所在する東山の一角と推定されている。

³⁹ ただし、二度にわたって行幸した記録が認められる。北野には遊獵以外の機能があったのである。

⁴⁰ 常住寺は、西寺が完成するまでの間、桓武朝初期の精神を支えた特殊な寺院であったとされている。①西本昌弘「平安京野寺（常住寺）」（古代学協会『仁明朝史の研究』2011年）②網伸也「平安遷都を支えた官寺・常住寺」（財団法人京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館『リフレット京都No291』2013年4月）『日本後紀』卷廿八逸文弘仁十一年（820）閏正月丁卯《25日》条は、「先是、鑄銅四天王像於常住寺。至是功成、遷近江国梵釈寺。」とあり、嵯峨朝には機能を失い梵釈寺へ諸仏が移される。

⁴¹ 『日本後紀』卷五延暦十六年（797）三月癸丑《27日》「（前略）從四位下多治比真人繼兄爲中務大輔。從五位下坂本王爲雅樂頭。從五位上笠朝臣江人爲民部大輔。信濃守如故。從五位下藤原朝臣貞嗣爲少輔。外從五位下葛井宿禰松足爲主計助。從五位下紀朝臣千世爲刑部少輔。外從五位下並規忌寸荻麻呂爲園池正。從四位下紀朝臣勝長爲右京大夫。左衛士督造東大寺長官。」（下線筆者）が任命され、翌四月には造西寺次官の任命記事がある。

⁴² 『続日本後紀』卷二天長十年（833）九月戊寅《25日》条には「天皇幸栗栖野遊獵。右大臣清原真人夏野在御輿前。勅令着笠。便幸綿子池。令神祇副正六位上大中臣朝臣磯守。放所調養隼拂水禽。仙輿臨覽而樂之。日暮還宮。賜扈從者祿。」とある。綿子池は後に尺八池とも呼称され、その遺称地は現在の北区大宮釈迦谷に推定されている。よってこの場合の「栗栖野」は愛宕郡に所在した栗栖野であろう。これが正しいとすると、詳細の不明なその他の「栗栖野」も北部の可能性があるが、本例以外は宇治郡小野郷の栗栖野としておく。

⁴³ 『日本紀略』他に、延暦二十一年（802）八月辛亥《17日》条に「遊獵于的野。便御親王諱《嵯峨》莊、賜五位已上衣被」とあり、北野の西宇多野付近であろう。

⁴⁴ ①天長六年（829）十月丙辰《10日》条「丙辰。幸泥濘池、羅獵水鳥、御紫野院。山城国獻物。日暮、雅樂寮奏音声。侍從并狩長五位及院預、山城国掾已上、賜祿有差。（『日本紀略』）これ以後以下の通り淳和天皇は盛んに紫野院を用いた。②天長七年（830）四月乙卯《13日》「天皇幸鴨川禊之。御紫野院釣台、觀遊魚。神祇官宮主已上、賜祿有差。」③同年十月乙巳《5日》「車駕幸北野。參議左近衛中將從四位下文室朝臣秋津獻物。御紫野院。侍臣及山城国掾已上、賜祿有差」④天長八年（831）八月辛巳《16日》「辛巳。紫野院獻物。雅樂寮奏音楽。夜分宴罷。見參五位及皇后宮式属已上、賜祿有差」（『日本紀略』）同年十月戊寅《14日》「戊寅。皇帝幸北野。便御紫野院。扈從親王已下、賜酒肴。雅樂寮奏音声。夜頭賜侍從及院司并山城国掾已上祿、各有差。子夜還宮」

⁴⁵ 天長九年（832）四月癸酉《11日》「癸酉。鸞輿幸紫野院。御釣台。院司獻物。命陪從文人賦詩。御製亦成。賜祿有差。新撰院名、以爲雲林亭。」

⁴⁶ 〔紫野齋院〕①『文德実録』卷四仁寿二年（852）四月乙卯《19日》「賀茂齋内親王禊於河濱。是日始入紫野齋院。」②『三代実録』卷五貞觀三年（861）四月十二日丙辰《12日》。「賀茂齋内親王臨鴨水修禱。是日。便入紫野齋院。勅大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定監視事。」

③『三代実録』卷二八貞觀十八年(876)五月廿三日己亥「(前略)賀茂齋儀子内親王依病出**紫野齋院**。移居皇太后宮染殿宮。」④『三代実録』卷卅七元慶四年(880)四月十一日甲午「賀茂内親王(政子)、臨於鴨水、解禊。即入**紫野院**。公卿及所司供事如常式。三年齋之後、去年加入野宮。縁穢而停。非緩也。」⑤『三代実録』卷四十七仁和元年(885)四月十日甲子「是日、賀茂齋内親王、擬祓河辺、便入**紫野院**。今月八日、弁官有人死穢。因而停止、於建札門前大祓。」⑥『三代実録』卷四十七同年六月廿八日辛巳「賀茂齋内親王、臨鴨水修禊、便入紫野院矣。」

⁴⁷ 天皇詔旨《良万止》勅命《乎》。紀伊国司郡司公民陪從司司人等諸聞食《止》宣。天皇詔旨《良万止》。勅命《乎》。和泉攝津二国司郡司公民陪從司司人等諸聞食《止》宣。今年《波》年實豊稔《豆》人人産業《毛》取收《豆》在。此月《波》。閑時《爾之弓》。国風御覽《須》時《止奈毛》。常《毛》聞所行《須》。今行宮所《乎》御覽《爾》。山野《毛》麗。海激《毛》清《之豆》。御意《毛》於太比爾《之弓》御坐坐。故是以御坐坐《世留》和泉国。并攝津国東生西成二郡《乃》百姓《爾》。今年田租免賜《比》。又勤仕奉国郡司及一二《能》人等《爾》。冠位上賜《比》治賜《布》。目以下及郡司《乃》正六位上《乃》人《爾波》。男一人《爾》位一階賜《布》。又行宮勤仕奉《爾》依《豆》。三嶋名繼真人《乎》。上賜《比》治賜《布》。又行宮《乃》邊《爾》近《岐》高年八十已上并陪從人等《爾》。大物賜《波久止》詔《布》勅命《乎》。衆聞食《止》宣。授攝津守從三位藤原朝臣雄友正三位。衛門督從四位上三嶋真人名繼正四位下。散位從五位下坂本朝臣佐太氣麻呂從五位上。攝津介外從五位下尾張連粟人。和泉守外從五位下中科宿禰雄庭。攝津掾正六位上多治比真人船主。和泉掾正六位上小野朝臣木村。散位正六位上大枝朝臣萬麻呂從五位下。又皇太子已下賜物有差。遣使於和泉日根二郡諸寺。施綿。播磨国司奉獻。奏風俗歌。此月《波》。閑時《尔之弓》。国風御覽《須》時《止奈毛》。常《母》聞所行《須》。今御坐所《乎》御覽《尔》。磯嶋《毛》奇麗《久》。海激《毛》清晏《尔之豆》。御意《母》於多比爾御坐坐。故是以御坐坐《世留》名草海部二郡《乃》百姓《尔》。今年田租免賜《比》。又国司国造二郡司《良尔》。冠位上賜《比》治賜《布》。目已下及郡司《乃》正六位上《乃》人《尔波》。男一人《尔》位一階賜《布》。又御座所《尔》近《岐》高年八十已上人等《尔》。大物賜《波久止》詔《布》勅命《乎》。衆聞食《止》宣。授守從五位下藤原朝臣鷹養從五位上。介外從五位下葛井宿禰豊繼。掾從六位下小野朝臣眞野。刑部大丞正六位上紀朝臣岡繼。中衛將監正六位上紀朝臣良門從五位下。遣使於名草海部二郡諸寺。施綿。

⁴⁸ 延曆廿三年(804)十月甲子《23日》「勅。私養鷹鷄。禁制已久。如聞。臣民多蓄。遊獵無度。故違諭言。深合罪責。宜嚴禁斷。勿令重犯。但三王臣。聽養有差。仍賜印書。以爲明驗。自餘輒養。將口重科。其印書外過數者。捉臂鷹人進上。自餘王臣五位已上錄名言上。六位已下及臂鷹人。並依勅法禁固。科違罪。遣使搜檢。如有違犯。国郡官司。亦與同罪。」(『日本後紀』)

⁴⁹ 註44の通り、淳和朝には紫野へたびたび行幸している。

⁵⁰ 『日本後紀』卷廿一弘仁二年(811)閏十二月甲辰《14日》条、「遊獵于水生野。御於山崎驛。山城攝津二国奉獻。賜五位已上衣被。」(表3-No9・12・15・18・24・34・46・70)

(やまなか あきら 三重大学名誉教授)